

第5次日吉津村総合計画

一人ひとりが輝き
夢はぐくむ村づくり



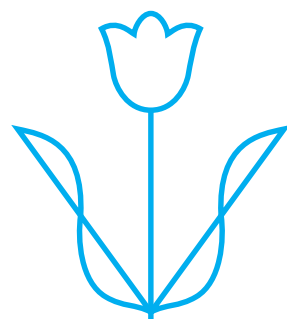
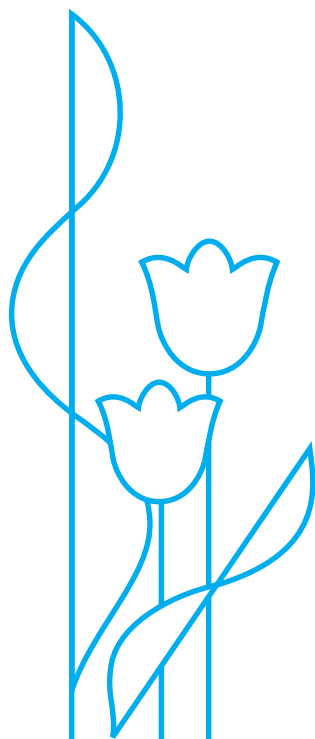
平成18年3月

鳥取県日吉津村

第5次日吉津村総合計画

〈後期計画 平成18年～22年〉

一人ひとりが輝き
夢はぐくむ村づくり



鳥 取 県 日 吉 津 村



日吉津村民憲章

(平成元年2月制定)

1. 人を愛する 豊かな心を育てよう
1. 自然を守り 住みよい郷土をつくろう
1. 仕事を愛し 情熱とほこりをもって働こう
1. 健康で 笑顔のある 明るい家庭をつくろう
1. 進んで学び 明日の文化を築こう

村章

(昭和51年4月1日制定)



ヒエツの頭文字「ヒ」を意匠化。
丸い円は、親和・団結・協力を
表わし、力強い線は、飛躍発展
を象徴しています。

村の花・木

(平成元年9月制定)



日吉津村民歌

(昭和63年6月制定)

わたしのふるさと

作詞・木村 薫 代子
補作詞・島田 陽八子
作曲・池田 八子
唄・横 よう子



日吉津村民歌 わたしのふるさと

作詞・木村 薫 代子
補作詞・島田 陽八子
作曲・池田 八子
唄・横 よう子

青い海は わたしのふるさと
隠岐島はるかに望み
波しぶき 白く散るよ 日本海
ああ ひとのこころを 育んだ
この海愛して 生きるとき
日吉津が みんなが 好きになる

仰ぐ山は わたしのふるさと
白い雪 まぶしく光り
あざやかに 秋は燃える 大山よ
ああ 夢を希望を 語りあい
この山愛して 手を組めば
日吉津に うた声 わきあがる

ここは日吉津 わたしのふるさと
日野川は ゆたかに流れ
チューリップ咲いて 実る野の幸よ
ああ 若いいのちを 熱くして
今日から明日へと すすむとき
日吉津に よろこび あふれるよ

はじめに



本村は、明治以来今日まで、単独で村制を維持しながら、活力に満ちた村として発展してきました。

この度の平成の大合併の結果、全国の市町村数は44%も減少し、村の団体数は全国で197、県内では本村のみとなりました。合併された市町村においては、新しいまちの姿を模索しながら、新市（町村）建設計画に続き総合計画の策定がなされつつあります。そして単独存続を決めた本村においても、第5次総合計画（平成13～22年）の中間見直しの時期を迎えたことは、小さくとも元気な地域の自立を目指して、村民の皆さんとともに村の将来を考える絶好の機会であったと感じています。

地方分権は、基礎的な自治体の力量の向上が図られる改革であり、国の三位一体改革は、地方の裁量度を増やすことを前提に唱えられていますが、結果として地方は財政的な困難を抱え込み、地方行政の将来ビジョンは極めて描き難い状況にあるとも言われております。

幸い本村は、交通の要所に位置するなど利便性に恵まれ、県内各地の減少傾向にもかかわらず人口が増加しており、その増加率は県内トップとなっています。活発な企業活動もあって賑やかな村だという内外の評価をいただいています。

このような状況を踏まえ『一人ひとりが輝く 夢はぐくむ村づくり』を引き続きの基本スローガンに、この度、村民の皆さんとともに見直した基本構想や各種施策の実現に向けて、「自主・自立」、「参画・協働」のむらづくりを実践していく所存であります。これまで以上に村民の皆さんのご理解とご参画をいただきますようお願いいたします。

終わりに、本計画の策定にあたりご審議を賜りました総合計画審議会委員並びに「ひえづ村づくりフォーラム」の皆様、そして様々なご意見・ご提言をいただきました村民の皆さんに、心から厚くお礼を申し上げます。

平成18年3月

日吉津村長 石 操

目 次

第 5 次

日吉津村

総合計画

第1部 序 論

第 1 章 序論	10
1.計画策定の趣旨	10
2.計画の性格と役割	11
3.計画の構成	11
第 2 章 村・村民を取り巻く社会潮流	12
1.少子高齢社会と人口減少時代の到来	12
2.地方分権の進展と住民自治システムの模索	12
3.本格的な高度情報化社会の到来	13
4.環境への配慮と資源循環型社会への転換	13
5.価値観の変化と生活の多様化	14
6.青少年育成と地域・家庭の教育力の低下	14

第2部 基本構想

第 1 章 計画の基本目標	16
第 2 章 計画の主要課題	17
1.人を愛する豊かな心を育てよう	17
2.健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう	18
3.仕事を愛し情熱とほこりをもって働こう	19
4.自然を守り住みよい郷土をつくろう	20
5.進んで学び、明日の文化を築こう	21
第 3 章 計画の基本指標	22
1.人口と世帯数の見とおし	22

2.就業人口と就業構造の見とおし	25
------------------------	----

第3部 基本計画

第1章 人を愛する豊かな心を育てよう	28
1.生涯学習のむらづくり	29
2.学校教育の振興	30
1) 就学前教育	30
2) 義務教育	31
(1) 小学校教育	31
(2) 中学校教育	32
3.社会教育と公民館活動	33
4.社会体育の振興	35
1) スポーツ・レクリエーション活動	35
2) スポーツ施設の整備	36
5.人権尊重・同和問題への取り組み	37
6.男女共同参画社会の実現	38
7.ボランティアの育成・支援	39

第2章 健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう	40
1.健康づくり	40
1) 健康の増進	40
2) 保健・衛生	42
2.福祉の充実	46
1) 高齢者福祉	46
2) 障害者(児)福祉	49
3) ひとり親家庭に対する福祉	50

4) 低所得者福祉	51
3. 社会保険の充実	51
1) 国民健康保険	51
2) 介護保険	53
3) 国民年金	54
4. 次世代育成(子育て)支援対策	55
5. 村営住宅・村営霊園	57
1) 村営住宅	57
2) 村営霊園	58
 第3章 仕事を愛し情熱とほこりをもって働こう	59
1. 農業および農村振興	59
2. 観光・村の魅力おこし	61
3. 商業の振興	62
4. 工業の振興	62
 第4章 自然を守り住みよい郷土をつくろう	64
1. 土地利用計画の推進	64
2. 公園の運営・整備	65
3. 道路の維持・整備	66
4. 下水道の維持・普及	67
5. 廃棄物処理・リサイクル	68
6. 環境にやさしい暮らし	70
7. 公害の防止	71
8. 消防・防災体制と国民保護	72
9. 交通安全対策	73
10. 安全・安心のむらづくり	74

第 5 章 進んで学び、明日の文化を築こう	76
1.新しい地域創造・コミュニティづくり	77
参考 地域の現状と課題	79
2.地域特性を活かした活性化	82
3.国際理解・交流と国内地域間交流	83
1) 国際理解・交流	83
2) 国内地域間交流	84
4.地域情報化と電子自治体の推進	84

第 4 部 計画の推進

1.分権自治と、参画・協働のむらづくり	88
2.広域行政・連合と関係機関協議	88
3.広報・公聴・情報公開と個人情報の保護	89
4.行財政改革と総合的・効率的な運営	90
5.財政の見とおし	92

付 録	96
・諮問及び答申	96
・総合計画策定フロー図	97
・策定経過	98
・委員の名簿	99
・用語解説（文中に※印で表示しています。）	100
・日吉津村全図	103

第 1 部 序論

第 1 章 序論

- 1.計画策定の趣旨
- 2.計画の性格と役割
- 3.計画の構成

第 2 章 村・村民を取り巻く社会潮流

- 1.少子高齢社会と人口減少時代の到来
- 2.地方分権の進展と住民自治システムの模索
- 3.本格的な高度情報化社会の到来
- 4.環境への配慮と資源循環型社会への転換
- 5.価値観の変化と生活の多様化
- 6.青少年育成と地域・家庭の教育力の低下

第1章 序 論

1.計画策定の趣旨

わたしたちの住む日吉津村は、明治22年の村制施行以来、多くの苦難を乗り越えながら、小さくとも活力ある村として、今日に至っています。

地方分権（地方主権）時代となった21世紀初頭の10年間、一層の飛躍を目指して、いかなる村づくりをすすめるか、村民の皆さんの参加・参画のもとに、平成13年、第5次となる村総合計画を策定しました。

その後、少子高齢社会や地方分権の受け皿として、強力に進められた市町村合併（平成の大合併）の動きのなかで、本村は、永住外国人も含めた18歳以上の全住民による「合併の是非を問う住民投票」（本県ではじめての条例に基づく住民投票）を実施し、その結果をもとに、単独存続を決定しました。そこで、村内外の委員による「行財政検討委員会」より受けた答申をもとに、住民負担やサービス等を見直し、厳しい財政状況を克服しながら参画と協働のむらづくりを進めようとして取り組んでいます。

本総合計画は、平成13年度から10年間の「基本構想」を核に、むらづくりの基本方針を定めたものですが、今日その折り返し点にあって、後期5年間の「基本計画」を策定したものです。そして社会構造が大きく変化するなかで、10年間をスパンとして策定された「基本構想」についても、再度見直ししました。このことによって、10年間にわたる「基本構想」と後期5年間の「基本計画」が的確な調整のもとにすすめられるものと考

えます。

また、これまでの総合計画は、いずれの市町村においても日本経済の拡大や人口増を前提に、都市基盤や公共施設の整備、住民サービスの向上を目指し、あらゆる面で財政出動に基づく発展を期して作成されてきましたが、すでに人口減少時代^{*}に入り、予測以上の速さで少子高齢化がすすむなかで、各施策について取捨選択しながら、暮らしにかかわるサービスの質を高めることが求められています。

そこで、今回の総合計画の見直しにあたっては、「あれもこれも」ではなく「あれかこれか」という政策の選択や優先性を考慮し、役場主導ではなく村民の参画と協働^{*}を基調に、また地域内分権や地域の自立、村民及び地域コミュニティへの期待をしつつ作成したものです。

土地利用計画や行財政改革など、むらづくりの根本を見直す改革案についても盛り込み、コミュニティ計画など地域の将来計画についても可能な範囲で反映しつつ作成したものです。



2.計画の性格と役割

この計画は、地方自治法第2条第4項の規定にもとづき、2010年（平成22年）までの長期展望に立って、日吉津村における村勢振興の方向を明らかにするとともに、計画の実現を目指して、村民の生活や福祉、教育、産業等の現状と課題を明確にするものであり、右のような役割を担うものです。

- （1）村の将来の振興発展を展望し、長期にわたる村づくり全般の根幹となるものです。
- （2）村行政の総合的かつ基本的な指針であり、各分野の計画や施策の基本となるものです。
- （3）住民の村づくりに対する理解と参画を促し、自主的かつ積極的な活動の手掛かりとなるものです。

3.計画の構成

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されます。

（1）基本構想

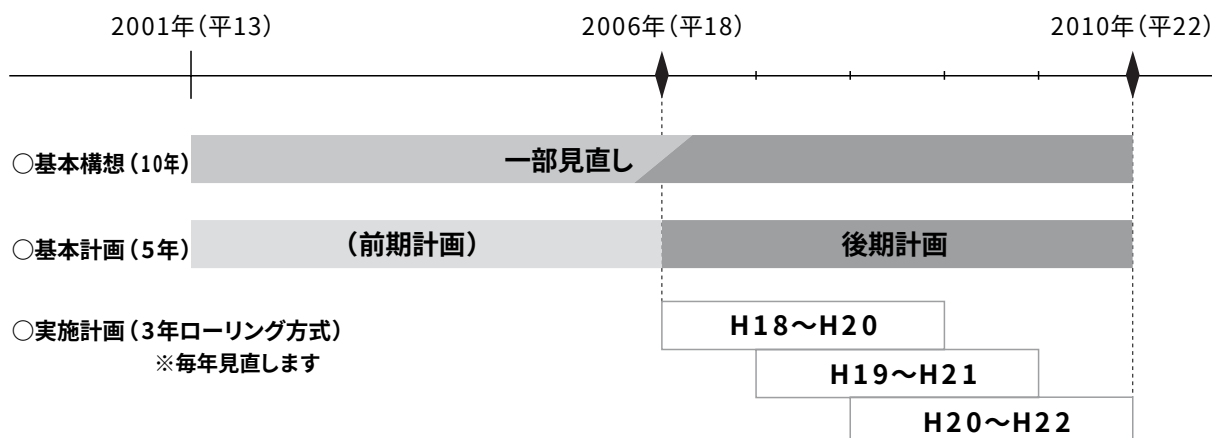
平成22年度（西暦2010年）までの村勢振興の基本目標と、目的達成のための主要課題（5項目）・基本的な方針を明らかにするとともに、人口等、基本指標を示しました。

（2）基本計画

基本構想を実現するために、各行政分野における現況と課題を踏まえ、今後5年間（平成18年度～22年度）にわたる施策の方針と概要を明らかにしました。

（3）実施計画

基本計画で明らかにされた施策を行財政の中において実施するための年次計画であり、3ヵ年のローリング方式により毎年度改定します。（実施計画は本書には掲載されません。）



第2章 村・村民を取り巻く社会潮流

急激に変化する社会情勢のなか、小さくとも活力ある日吉津村を維持発展させていくためには、村や村民を取り巻く社会環境について考えながら、それに対応したむらづくりを進める必要があります。

そこで、村の計画策定にあたり、村及び村民を取り巻く社会の潮流について、次の6項目の点をあげておきます。

1. 少子高齢社会と人口減少時代の到来



世界一の長寿国である我が国の平均寿命は、男性78.36歳、女性85.33歳と伸び続けており、急速に高齢化が進展しています。また、戦後のベビーブームのなかで生まれた年代、いわゆる「団塊の世代^{*}」が高齢期に差し掛かろうとしており、2007年問題などと取りざたされています。

一方、近年、女性の高学歴化や意識の変化などによる晩婚化、未婚率の上昇等にもなる出生率の低下や、少子化が進んでいます。これまでの予想を超えて、2005年から遂に人口減少局面に入りました。

このような傾向により、年金問題や福祉医療ニーズの増大など社会保障の負担は増加し、

経済的な活力の低下や、過疎化のすすむ地域ではコミュニティの維持も困難になるのではと危惧されています。

こうしたことから、我が国では、高齢者対策に加え、少子化（次世代育成支援）対策の充実が喫緊の課題となっています。

本村においても、全人口に占める65歳以上の高齢者の割合は22.5%となっており、今後も高齢化が進展するものと見込まれます。近年、今吉や海川新田に転入された若い世帯の影響で、出生数は比較的多い本村ですが、それでも中長期的に少子化傾向にあることは否めないところです。



2. 地方分権の進展と住民自治システムの模索

平成12年、地方分権推進一括法が施行されて以来、これまでの中央集権（東京一極集中）的な社会から、地方分権へ移行する動きが急速に強まりました。そして、その受け皿として、市町村合併が強力に推進され、本年3月で一応の完成を見、今後は新法に基づく推進が図られようとしています。

そして、合併の有無に関わらず、地域住民の選択と責任のもと、地域自らが主体的にま

ちづくりに取り組む必要性が高まっており、多様化する住民の課題を解決していくためには、行政主導ではなく、住民自ら参画し、行政と住民が協働しながら住民主権の地域経営をすすめるためのシステムづくりが模索されています。

また、国から地方への税源移譲と並行して、地方交付税や補助金の見直しが行われ、これまで国や県が行っていた事務や権限が市町村

へ委譲されつつあります。自治体の役割は一層大きくなり、地域間の知恵比べ、競争の時

代を迎えたと言われています。



3.本格的な高度情報化社会の到来

情報通信分野での飛躍的な技術革新によって、まさに高度情報化社会にあります。

パソコン・インターネット・携帯電話等の普及は目覚しく、世代を問わず、生活スタイルの変革をもたらしています。

情報の流れは、これまでの東京など大都市から一方的に流れるピラミッド型のネットワークから、様々な情報発信拠点が各地に存在する分散型ネットワークへ移行しつつあります。

CATVの拡大や光ファイバー網の構築など基盤整備によって、誰でも多様に双方向の情

報・通信サービスの享受が可能となり、いわゆるマルチメディア社会が社会経済活動を活性化し、人々が自らの能力をより発揮できるようになることが期待されています。

一方であらためてデジタルデバイド[※]（情報格差）が生じる危険性があり、情報が氾濫するなかで、子どもには不適切な情報が届きやすくなったり、ネット犯罪の横行、個人情報・プライバシーの保護などが大きな課題となっています。情報リテラシーの必要性が求められています。



4.環境への配慮と省資源循環型社会への転換

オゾン層の破壊や地球温暖化等の地球環境問題は人類共通の最大課題となっており、様々な国際的な取り組みがなされています。京都議定書[※]が発効し、地球温暖化問題などへの取り組みが、国のみならず各地域においても数値目標をもとに義務的な実践が求められています。

人口爆発の深刻化などを契機に、自然志向の高まり、食糧やエネルギーなどの資源の有限性や環境面での制約についての認識が強ま

ってきており、「持続可能な開発」という視点に立ち、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会生活を見なおす機運が高まっています。

省資源・省エネルギーの徹底と「生産から消費、資源化・再利用」という資源循環型社会への転換が迫られているとともに、自然環境の適切な管理を図っていくことが求められています。

5.価値観の変化と生活の多様化

戦後の目覚ましい経済発展に伴う生活水準の向上によって、利便性に富んで快適な生活を享受できる我が国ですが、長引く構造的な不況のなかで失業率が高まるなど、経済的な格差・二極化が進んでいると指摘されており、先行きへの不安が広がっています。一方、人々の意識は、自然環境や歴史・文化の見直しなどに見られるように、心の豊かさを志向する傾向がみえ、精神的な豊かさや癒しを求めて多様なニーズが高まっています。また、平均寿命の伸長により、定年後の期間を加えた人生80年時代に生きがいのある生活設計が求められており、福祉や健康、医療に対する人々の欲求は高度化・多様化しています。

就業者の勤労観は変化し、労働や自由時間活動を通じた自己実現への期待が高まってい

る一方、フレックスタイム^{*}や夜間・交替勤務、短時間勤務、派遣勤務など、多様な就業形態が現れています。

個性を重視した「人間らしい生活」が指向され、地域コミュニティやボランティア活動への関心が高まる一方、個別の趣味趣向に基づく自由選択や自発的なつながりをもとに様々なネットワーク社会が広がりつつあり、人々は自らの生活様式を模索し始めています。国際的にも、個人の尊厳と人権尊重の動きが強まっており、人権問題については、一層理解を深め、自らの意識を見つめ直すことが重要となっています。このことから、差別と偏見のない公正な社会づくりが求められています。



6.青少年育成と地域・家庭の教育力の低下

モノの豊かな現代、地域・家庭において、青少年をとりまく生活環境は大きく変わり、その教育力の低下が指摘されています。また、少子化のなかで、いじめやひきこもり、不登校の増加など青少年を取り巻く課題は複雑化しています。さらには、一定の年齢に達しながらも、将来への希望や意欲を見出せず、仕事につけない若者が多く出現しています。

また、ストレス社会のひずみからか、幼い子どもたちが悲惨な犯罪の被害者となる一方、子ども・若者たちが、凶悪な犯罪を引き起こすケースも増えています。

青少年育成の基盤となる家庭教育を大切に、地域で支える体制の再構築が求められています。近年は特に、経験に乏しく孤立感に苛まれた親の育児ストレスなどに起因するといわれる児童虐待^{*}が問題化しており、その防止策とともに、子育てを物心両面で支える体制が求められています。

また、都市化の進展により互いの顔がみえない、連帯感が希薄になっている状況にあっても、地域の子は地域みんなで育てるという視点があらためて求められています。

第 2 部 基本構想

第1章 計画の基本目標

第2章 計画の主要課題

- 1.人を愛する豊かな心を育てよう
- 2.健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう
- 3.仕事を愛し情熱とほこりをもって働こう
- 4.自然を守り住みよい郷土をつくろう
- 5.進んで学び、明日の文化を築こう

第3章 計画の基本指標

- 1.人口と世帯数の見とおし
- 2.就業人口と就業構造の見とおし

第2章 計画の主要課題

前述の計画の基本目標を踏まえ、村勢の振興、発展を図るため、以下の5項目（村民憲章）を計画の主要課題として進めます。

1.人を愛する豊かな心を育てよう

「村づくりは人づくり」と言われるように、人づくりは地域の発展を左右する最も大きなテーマです。それは、一人ひとりの人権を尊重しあいながら、共に豊かになっていく視点にたって取り組む必要があります。自らを愛し、家庭を愛し、地域を愛する豊かな心で、協力連帯していくことが、これからの日吉津村をつくる基盤であると考えます。

また今日、急激に変化する社会のなかで、生きがいを感じながら暮らすために、生涯にわたり、自ら学び、向上していく意欲をもつことが大切です。誰もが、いつでも、どこでも、自分にあった方法で学びつづける生涯学習体制の確立が求められています。

このような視点に立って、学校教育では創造性豊かに、開かれた学校経営に努め、子ども達が感受性に富み、意欲をもって生涯を生きぬくための基礎を培う教育内容と環境整備を進めます。

社会教育では、村民一人ひとりの様々な関心や要求、課題に対応したプログラム、学習機会の提供が必要です。誰もが積極的に機会を求め、人とのコミュニケーションを図りながら、豊かな暮らしを創り出すために、施設の整備やスタッフの確保、コーディネートできる人材の養成が必要です。

誰もが幸せに暮らすための必要条件はまず、人権が尊重されることです。村民誰もが人権問題に関心を深め、社会の問題に積極的に関



わっていく姿勢が大切です。

特に同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢者、外国人等様々な人権問題について、教育や啓発活動を通して、正しい理解を深めると共に課題に向けて取り組むことが活力ある村づくりの観点からも重要です。我が国は様々な分野において、意思決定の場が男性で占められており、女性の参画が極端に低いと言われています。女性の就業率は高く、経済活動においても大きな役割を占めているにもかかわらず、家事・育児、介護など家庭生活において大きな負担を強いられているのが実態です。男女がともに尊重しあいながら、性別にかかわらず、責任も分かち合い、その個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の確立が求められています。

社会構造の変化のなかで、あらゆる分野においてボランティアへの期待が高まっています。また災害ボランティアの活躍、地域福祉活動での要請などを契機に、住民の理解や関

心も深まってきました。硬直化した社会のシステムのなかで、ボランティアの存在は大変大きく、NPO[※]や住民活動への発展も期待されています。活力ある社会の創造のために、

また、一人ひとりの興味・関心や自発性にもとづく、学習や生きがいづくりの場として、本村でもボランティア育成・支援を積極的に行う必要があります。

2.健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう

健康は私達にとってかけがえのないものであることは言うまでもありません。健康は自分でつくり、守るものであり、私達は健康を保持するための取り組みをする必要があります。しかし一人では取り組みにくい点もあり、地域、職場を通じての健康づくりの積極的な推進と健康教育、健康相談、各種検診など、さらに充実した健康づくり対策を実施する必要があります。医療体制の充実や食生活改善、栄養指導の充実も一層求められるところです。また、軽スポーツやレクリエーションを取り入れ、健康の村づくりの機運を盛り上げ、村民参加の啓発事業も行う必要があります。

社会構造の変化、少子高齢化の進展にともない、地域福祉のニーズは極めて多様化、高度化してきました。特に高齢者等の介護については、家庭中心から地域・社会で担うという視点で、平成12年より介護保険が実施され、5年を経過した今、介護を社会全体で支える制度として定着しました。

平成37年（2025年）をピークとする超高齢化社会にむけ、制度を持続するためには、高齢者が出来る限り元気で自立した生活を送ることができる環境づくりが求められて

います。そのために、介護予防を目的としたサービスの充実や、住みなれた地域で自立した生活を送るための支援を総合的に実施できる体制を作る必要があり、制度改正に基づく施策を平成18年度より実施する予定です。

福祉の充実には、地域や施設における人材の確保や養成が求められます。誰もが安心して老後を過ごせるような社会保険制度の維持充実、地域で支えあう福祉活動、社会的に弱い立場の人々への支援策、誰もが生き生きと社会参加できるノーマライゼーション社会の実現、福祉のむらづくりの推進が求められています。

近年、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、少子化傾向も一層進み、将来の社会構成や子どもの成長に影響が出ることが懸念されています。家族の少人数化や地域の教育力の低下、モノや情報があふれる社会環境、ストレス社会などにより子育てが難しくなっている今、児童への虐待や子どもに対する痛ましい殺傷事件などの問題も大いに懸念されており、次世代育成（子育て）支援対策により、子どもを産み育てやすい環境の整備が求められています

3.仕事を愛し、情熱とほこりをもって働こう

家庭生活や一人ひとりの生き方を安定させるには、やりがいのある仕事をもち、将来に期待のもてる産業があることが大切です。

本村は米子市を中心に村外へ勤務する人が圧倒的に多いのが実態ですが、豊かな地域づくりを進めるには、本村における産業の振興も図らなければなりません。何とんでも、これまで基幹産業であった農業の振興は重要であり、農地保全も今後の大きな課題です。我が国の産業構造は第1次産業への従事が大きく減り、第3次産業への従事が増えています。本村においてもその傾向は顕著で、農業後継者の他産業従事が進み、そのほとんどが兼業、しかも第2種兼業となっています。さらに農業従事者の高齢化とあいまって、農業は縮小しつつあります。

そこで、小規模で、担い手も限られている状況を踏まえながら、消費者・非農家のニーズにあった作物選定や付加価値をつけた特産品づくりなど、知恵を絞った農業経営が課題です。さらには、地域の生活環境の保全など、農業・農地の効用に目を向けて、交流しながら、支え合う農業の創造が求められています。戦後のベビーブーム世代がリタイアし、生活の中心が地域となる今後、この世代が元気に地域の農業を支え、地域経営にこれまでの経験を活かしていくことが期待されます。

国道431号沿線には、大型ショッピングセンターや物産館などの開店により、賑わいのある村に変化し、就業の場としても大きな成果をあげています。これまでの本村の商業環境を大きく変えた施策として、今後も引き続き、商業の振興を図る必要があります。県西部の玄関口として、交通の要所になった本村が、この立地をどう活かし、適正な開発・発展をなして行くのか、大いに検討していく必要があります。

本村に立地する王子製紙米子工場は、今まで村づくりの基盤であり、今後も変わりありません。長引く不況や日本経済の構造改革のなかで、税収減の影響を受けてきましたが、ようやく好転の兆しも見えつつあり、今後の安定経営が期待されます。

観光の振興については、本村だけの取り組みでは限界があり、米子空港を利用した韓国ソウルとの定期航空路の開設による海外からの観光客の受け入れ、中国道米子道を利用した関西方面等からの観光客の受け入れなど、県西部地区全体の課題として取り組まなければなりません。ただし、本村においても、豊かな自然環境や人のやさしさなど、その魅力を掘り起こして磨きをかけ発信し、訪れた人がよい村だと感じられるそんなむらづくりをすすめる必要があります。

4.自然を守り、住みよい郷土をつくろう

私達が快適な生活を営むには生活環境の整備が大切です。そしてそれは、自然環境と調和したものでなくてはなりません。

本村は、日野川河口に広がる平坦地にあるのどかな農村地帯として発展してきました。北は日本海に面し、東に大山を眺望できる風光明媚な村であり、市街地近郊にあって、交通の利便性も比較的良く、住環境としての利点は大きいものがあります。

本村の中央を東西に抜ける国道431号沿線には、農村活性化構想に基づき、大型ショッピングセンターなどが開店し、村外から多くの人々が訪れており、この周辺への商業的な進出意欲は益々高まっています。しかし、本村の土地利用においては、「都市計画法」および「農業振興地域の整備に関する法律」により、規制・誘導されており、様々な要請を調整しつつ均衡ある村の姿を追求する必要があります。そこで、「次世代に誇れる住みよい村の姿の追求」、「自然と調和のとれた土地の有効利用」を目的に策定した「日吉津村土地利用計画」の実現を目指していきます。

道路の舗装整備や下水道の全村完備を、全国に先駆けて成し遂げてきました。特に下水道については、96%の水洗化率をほこり、全国的にも注目されましたが、今後は、一層の普及率の向上とあわせ、利用マナーの向上を図り、施設を1年でも長く維持していくことが求められます。

村の木、黒松林が美しい海岸線に海浜運動公園を整備してきました。キャンプ場をはじ

めとして村外からも多く利用者が訪れています。精神的なゆとりが求められる今日、この公園が、村民の憩いの場として、一層の利用の促進と施設の効率的な管理運営が求められています。日野川河川敷広場、整備中の「水辺の楽校」もあわせ、本村の魅力を高める場として活用を広げていきます。

21世紀の最大の課題は地球環境の保全であり、一人ひとりが環境に配慮した生活に努めることだと思われます。生活水準の向上にともなって、大量化、多様化する廃棄物の適切な処理も、私たちの生活を維持するうえで、極めて危急の課題です。わたしたちが安心して生きていくためには、意識や生活を転換して環境にやさしい暮らしに努め、持続可能な循環型社会の確立を目指す必要があります。

都市機能が高度化した一方で、地震等の大災害への備えが一層必要です。平成12年の鳥取県西部地震を教訓として、消防防災体制の確立と村民の皆さんとともに対応マニュアルの作成・浸透を図り、地域での自主防災活動が求められます。また、本村の交通事情はますます変化しており、交通対策、交通安全への取り組みは一層重要です。そして近年頻発する子どもの殺傷など痛ましい事件への対策など、防犯体制の確立も急務となっています。これら村民の皆さんの安全対策と安心な暮らしの確保について、村民、地域と行政がそれぞれの役割を確認しあいながら、支えあう体制づくりを進めます。

5.進んで学び、明日の文化を築こう

私たちが暮らすこの地域の生活様式、慣習、行事などは、自然、歴史、そしてここに生活する人々の知恵などにより形成されたもので、私たちの生活に奥深く根付き、今日の地域文化を作り上げています。

この地域の生活文化は、農村社会のなかで、脈々と受け継がれ地域住民の帰属意識や連帯性、共同性をつくりあげてきました。しかし、社会・経済構造が大きく変化した結果、本村に限らず、地域は都市化し、就業構造や生活様式、意識は多様化しています。とりわけ、村外への通学通勤が多くを占め、ベッドタウン的な要素が一層強まるなかで、これまでの地域の共同性はともすれば、「しがらみ」というマイナス要因として受けとめられる傾向もありました。

しかし、私たちが、生涯にわたり、健康的、文化的で、真に心豊かな暮らしを確保するためには、社会基盤や生活環境の整備とともに、連帯感に支えられた新しい村づくりやコミュニティづくりが必要です。地方分権が進む中

で、村においても行政主導から、地域内分権し、村民、地域と行政が参画と協働を基調にむらづくりをすすめる、新しいシステムづくりを推進する必要があります。

また、小規模な本村において、新しい地域文化を創造するためには、まずこの地域の特性を点検し、それを活かした展開を図ったり、他の地域との交流や情報交換により、新しい価値や文化を取り入れることが肝要です。

そのような観点から、地域情報化や電子自治体の推進、国際理解・国際交流、国内における地域間交流など積極的に取り組む必要があります。



第3章 計画の基本指標

平成22年度における本村の人口、世帯数、就業人口等の基本指標を、下記の通り設定しました。これは、本村の過去から現在までの諸指標の推移をもとに、将来の発展可能性を基調として予測したものです。

1.人口と世帯数の見とおし

本村の人口は、米子市に隣接するという地理的条件に恵まれ、順調に増加を続けてきましたが、昭和63年をピークに減少しはじめ、平成5年からは横ばい状態になっていました。ところが、平成11年度田園土地地区画整理事業の完成に伴い、転入者が増え始め、その年末には、住民基本台帳及び外国人登録の総数で、初めて3,000人を超えました。そして、平成18年1月現在で3,163人（892世帯）となっています。

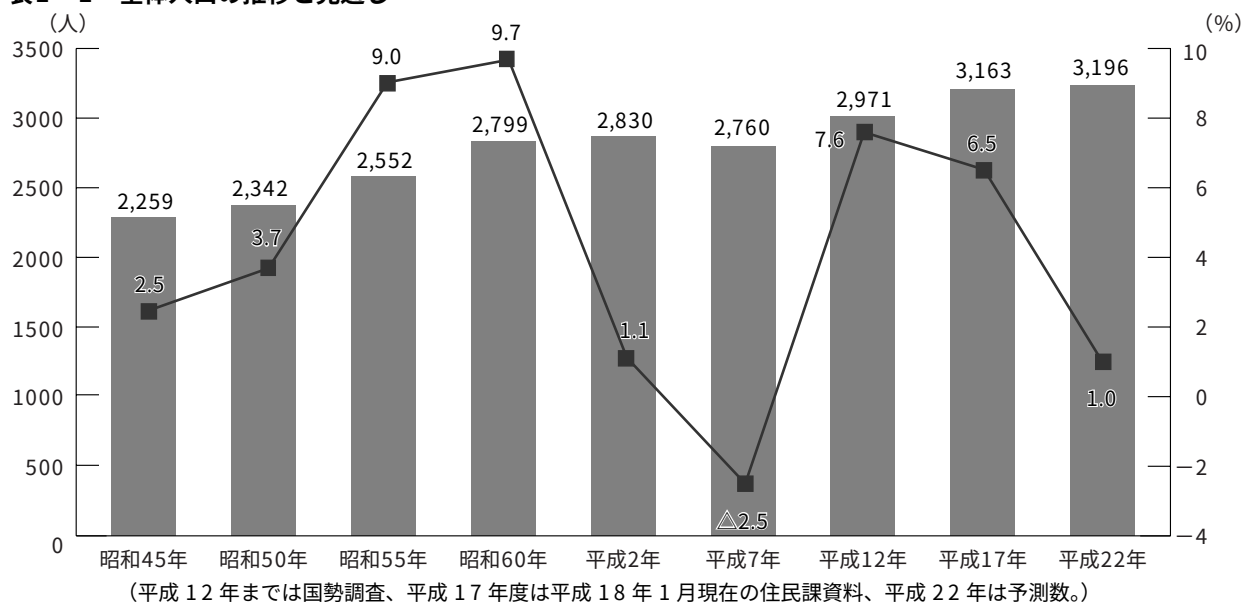
この区域をはじめとして、本村への転入は今後もゆるやかに続くものの、村の全域でみ

ればすでに人口増加は鈍化し、横ばいの傾向にあります。

この数年の人口動態でみると、自然増減（出生、死亡による増減）は、ほぼ横ばいかわずかに増加傾向、社会増減（転入、転出による増減）は、転出が転入を上って減少傾向にあります。

また、我が国の人口が、昨年、これまでの予測を早める形で減少傾向に突入したことを踏まえ、国立人口問題研究所の将来推計をもとに、平成22年の本村の人口を3,196人と予測しました。

表1-1 全体人口の推移と見通し



（１）年齢階層別人口

全国的に人口の高齢化が進んでいますが、本村もその例にもれず、高齢者（６５歳以上）の割合が増加しています。出生率の低下、平均寿命の伸びを考え合わせると、今後もこの傾向は続くともみられ、平成２２年には、高齢者の占める割合は２４.５％程度になると思われます。

５歳階級別人口構成をみると、昭和４５年国勢調査時には、紡錘型を示していたものが、昭和６０年以降には青年層の減少と高齢者人口の増加がみられ、ひょうたん型を呈してきました。今後もこの形で推移していくものと思われます。（図１－１参照）

表１－２ 年齢３階級別人口の推移と見通し（人／％）

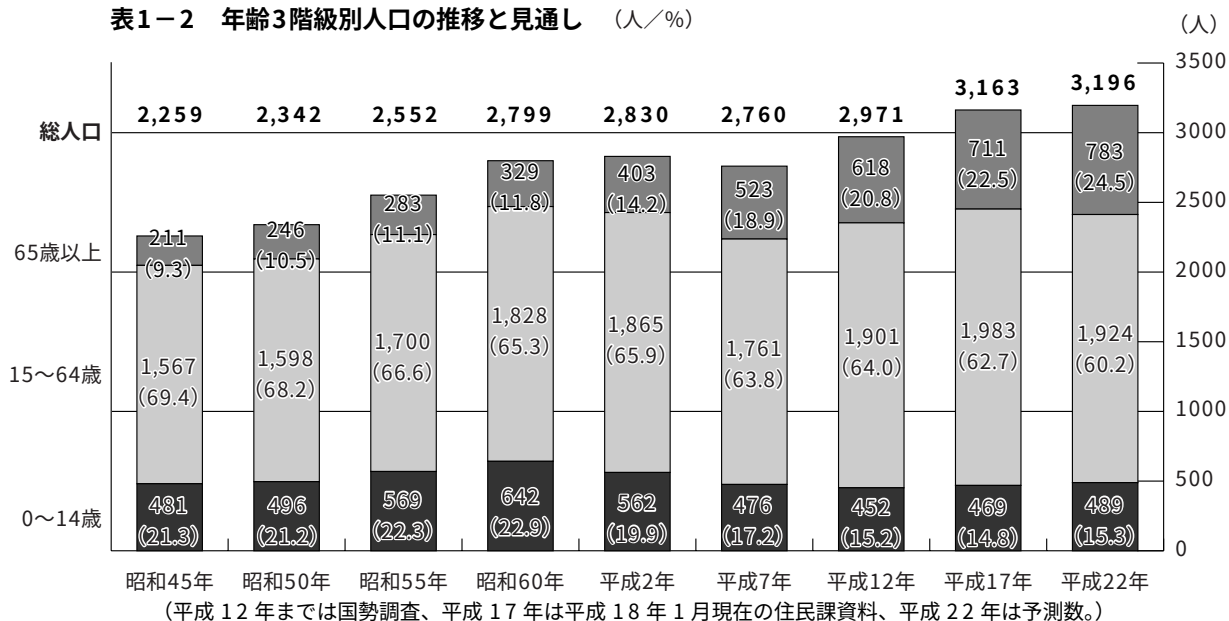
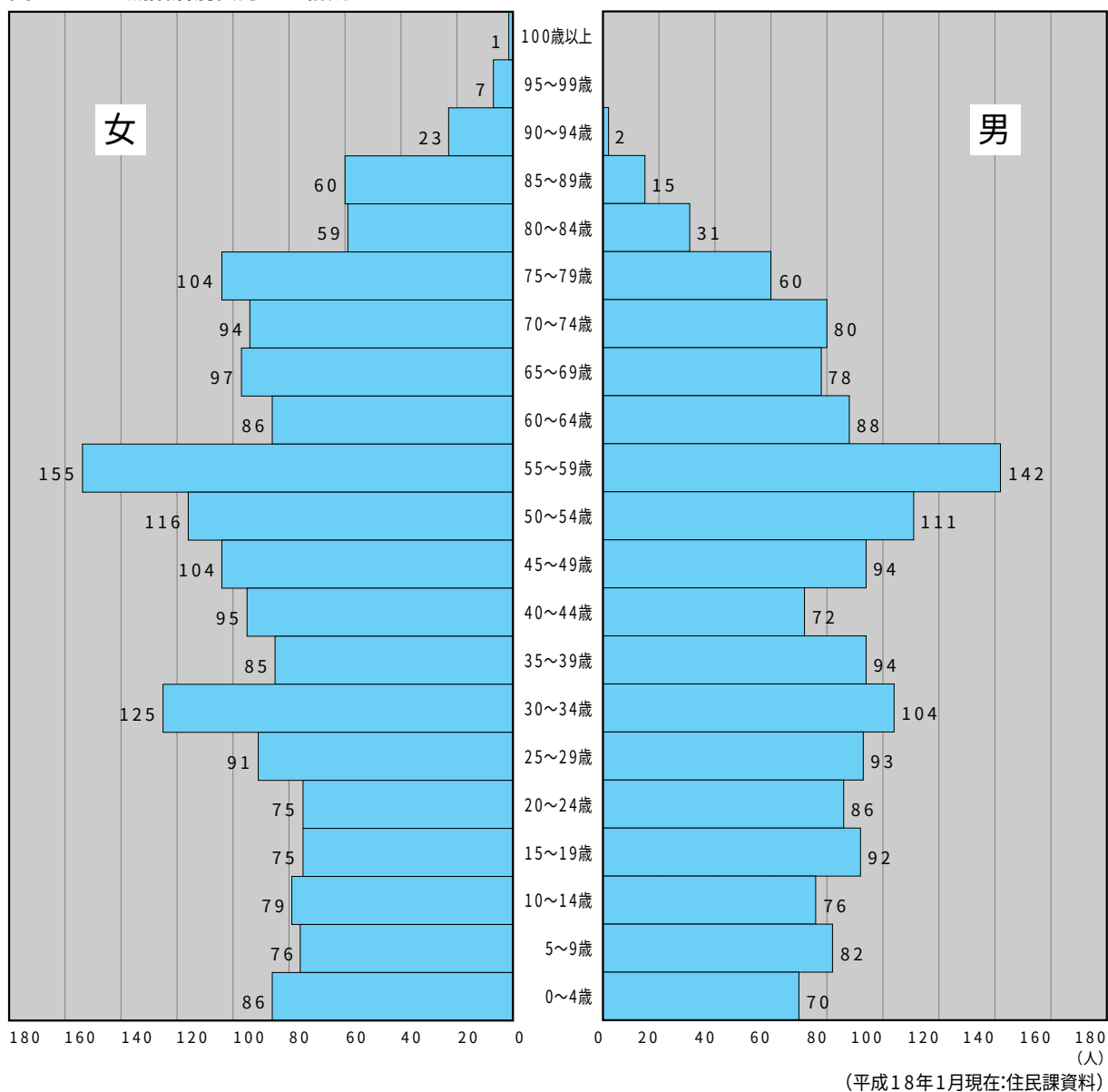


図1-1 5歳階層別女男人口構成

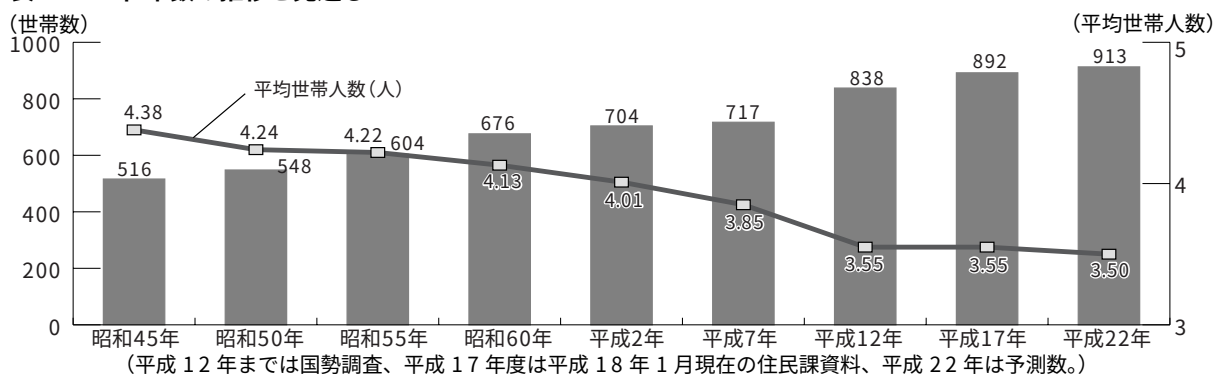


(2) 世帯数

世帯数は、田園土地区画整理事業の完成に伴い、急速に増加しました。今後も、田園土地区画整理地区内には、住宅の建設が進み、集合住宅の建築もあろうかと考えますが、平

均世帯人員は3.5人程度に減少するだろうと考え、平成22年の本村の世帯数を913世帯と見込みました。

表1-3 世帯数の推移と見通し



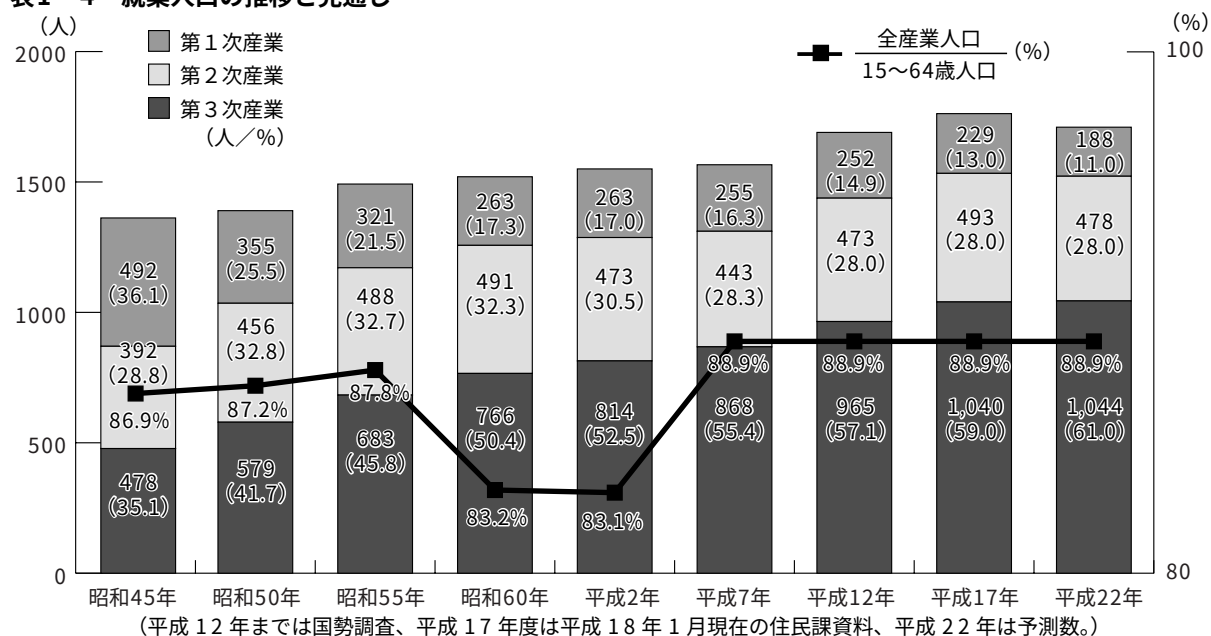
2. 就業人口と就業構造の見とおし

人口増加にともない、就業人口も増加しましたが、今後は高齢化もすすむことから、減少に転じるだろうと考えます。

また、就業構造は、社会・経済の変化、発展を背景に大きな変化をみせています。第2次産業は、割合で横ばい状態にあります。第

1次産業はしだいに就業者が減少しており、平成22年には11%程度と見込んでいます。逆に第3次産業の就業割合は伸び続け、平成22年には61%程度まで増加するものと予測しています。

表1-4 就業人口の推移と見通し



第 3 部 基本計画

第1章 人を愛する豊かな心を育てよう

- 1.生涯学習のむらづくり
- 2.学校教育の振興
- 3.社会教育と公民館活動
- 4.社会体育の振興
- 5.人権尊重・同和問題への取り組み
- 6.男女共同参画社会の実現
- 7.ボランティアの育成・支援

第2章 健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう

- 1.健康づくり
- 2.福祉の充実
- 3.社会保険の充実
- 4.次世代育成（子育て）支援対策
- 5.村営住宅・村営霊園

第3章 仕事を愛し情熱とほこりをもって働こう

- 1.農業および農村振興
- 2.観光・村の魅力おこし
- 3.商業の振興
- 4.工業の振興

第4章 自然を守り住みよい郷土をつくろう

- 1.土地利用計画の推進
- 2.公園の運営・整備
- 3.道路の維持・整備
- 4.下水道の維持・普及
- 5.廃棄物処理・リサイクル
- 6.環境にやさしい暮らし
- 7.公害の防止
- 8.消防・防災体制と国民保護
- 9.交通安全対策
- 10.安全・安心のむらづくり

第5章 進んで学び、明日の文化を築こう

- 1.新しい地域創造・コミュニティづくり
参考 地域の現状と課題
- 2.地域特性を活かした活性化
- 3.国際理解・交流と国内地域間交流
- 4.地域情報化と電子自治体の推進

第1章 人を愛する豊かな心を育てよう

目指す村の姿

- ・ 生涯にわたり楽しく学びつづける村民
- ・ 誰もが住みよい人権尊重のむらづくり
- ・ 男女がともに担う参画社会
- ・ ボランティアでいきがい人生

人を愛する豊かな心を育てることが、明るく住みよい地域づくりへの第一歩です。

一人ひとりが輝き、生涯を通じて、生きがいや意欲を感じながら、学習し、成長していくことが大切です。

そのためには、家庭、地域、学校、さらには職場において、それぞれ自分にあった形で楽しく学んでいける、そんな社会環境づくりが求められています。

例えば、子どもたちは、知育偏重の風潮や知識詰め込み型の教育を改め、「ゆとり」の中で「生きる力」をはぐくむことが重要であり、豊かな体験や交流を通して社会生活のルールなどを身につけさせ、正義感や倫理観、思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむ心の教育を充実していくことが必要です。

また、国際化が進展する中で、我が国はもちろん、地域の歴史や伝統・文化を大切にしながら、諸外国の多様な価値観や文化を認めながら学んでいける、豊かな国際感覚を持った人材を育成することが不可欠であり、そのためにも地域をあげて心の教育を重視していくことが必要です。

学校教育は、生涯にわたる学習の基礎を養い、自主性や創造性を育む場です。個性を一層伸長するために、これまでの知育偏重や形式的な平等主義、画一性を是正し、子どもた

ち一人ひとりの個性や意欲を尊重した教育へと転換を図る必要があります。こうした観点から教育内容における選択幅の拡大なども考慮していきます。

社会教育は、中央公民館をはじめ、各自治会公民館等の一層の活用につとめ、施設の拡充や機能の充実を進めながら、さらに多様な学習要求や課題に応じた学級・講座の開催や団体、指導者の育成を図ります。

体育、スポーツ活動は、チューリップマラソンをはじめ、各種のニュースポーツの普及など特色ある取り組みがなされ、住民の関心も高くなっています。心身のリフレッシュや健康的な生活への関心を一層高め、健康スポーツの普及を図ります。

また、農業者トレーニングセンター、海浜運動公園、日野川河川敷運動広場など、施設の活用と拡充を図っていきます。

ふるさと意識は、地域の自然や歴史、文化の再発見や、住民同士の交流により高められるものです。文化財の保護や、盆踊り大会、ふれあいフェスタなど各種のふれあい事業を行い、さらに新しい芸術・文化活動の掘り起こしや育成援助を進めていきます。

誰もが心豊かに暮らすためには、一人ひとりを認め、尊重し合うことが大切です。同和問題をはじめ、女性、障害者、子ども、高齢

者、外国人等様々な人権問題について啓発活動や具体的な課題克服に向けて取り組み、村民すべてが他者を思いやり、理解を深め、実践していくことが重要な目標であり、人権を尊重する村こそ、誰にとっても住みやすい村です。

また、成熟した社会において、硬直化した社会を改革するために、住民参加や交流の場

として、NPOやボランティア活動への期待が高まっており、村民の理解も深まってきました。一人ひとりの能力を活かし、地域に活力を産みだすためにも、学習から実践につながるボランティア活動やNPO活動が広がるよう、情報提供や体制の整備、育成援助を行います。

1.生涯学習のむらづくり

【現況と課題】

急激な社会の変化の中で、一人ひとりの価値観や生活のあり様も変化し、多様化してい



ます。そして成熟社会のなかで、誰もがよりどころや生きがいを求め、楽しく学びたいと感じており、従来の教育行政に限らず、様々な分野・場面において学びの領域が出現し、広がりを見せています。

本村においても、住民の関心・意欲の高まりとともに、学習社会構築のための条件整備が求められており、年々多様化、高度化する住民の学習要求に対応するために施策の充実が求められています。

【施策】

すでに、行政の各セクションや、各種団体において、いろいろな生活課題や学習要求に基づいた啓発活動やイベントなど、学習の場が設けられていますが、まだ不十分であると言わざるを得ません。また、健康や福祉、環境問題など村民生活に直接大きく関わる課題が山積しており、あらゆる機会を捉えながら、楽しく学んでいく場が必要となっています。そのために学校教育と社会教育の連携した学習活動（学社融合事業^{*}）を展開していきます。

①学校、家庭、地域の連携

学校・地域社会・家庭の連携を図りながら、各種事業の統合・ネットワーク化など効率のよい推進、学習内容や手段の充実、図書活動の活性化、学習情報の提供などにつとめ、学習条件の整備と推進体制の強化を行います。

②読書及び図書活動のネットワーク構築

本村には生涯学習の重要拠点である図書館がありませんが、中央公民館をはじめ小学校・保育所など各施設では図書活動が展開されています。そこで、これらを有機的に結び、連携することで、村民の読書及び図書活動の活発化を図ります。

③ふれあいフェスタの充実

文化、健康、福祉など多様なテーマが盛りこまれ、村内外の交流の場ともなっている「ふれあいフェスタ」を開催し、より充実させます。

④生涯学習のむらづくり推進大会の開催

本村における各種団体・個人による生涯学習活動について報告しあい、新しい学習課題や今後の方向性について認識を深め、それぞれの実践力を高める場として、推進大会を開催します。

2.学校教育の振興

1) 就学前教育

【現況と課題】

本村には村立保育所が1施設あり、平成18年1月現在110名の保育を行っています。

幼児期の教育は、生涯の人間形成の基礎を培うものであり、その果たす役割は重要です。基本的な生活習慣を身につけさせたり、様々

な遊びや体験のなかから豊かな情操や意欲を育てる教育活動が大切です。

このため、保育所においても小学校教育との連携を図り幼児教育の充実に取り組んでいます。

【施策】

①教育機関相互の連携

保育所における教育的機能の充実や関係機関の連携をねらいとして、教育委員会、小学校、児童館などをつくる日吉津村教育協議会を開催するなどにより、綿密な連携を図ります。

②家庭教育・子育て支援の推進

生涯学習の面から、家庭教育の推進や子育て支援等の推進を図ります。

2) 義務教育

(1) 小学校教育

【現況と課題】

本村には、小学校が1校あり、児童数195人で、昭和57年度をピークに減少傾向にあります。

児童一人ひとりが、基礎的な学習に取り組むことはもちろん、生涯にわたって自ら学ぶ力や意欲を育てることが大切です。これまでの知育偏重で画一的な教育を改め、開かれた学校経営のもと、子どもたちに「生きる力」を育むことが求められています。子どもたちに身につけさせたい基礎基本は、知識・技能だけではなく、学び方や人間としてのあり方などが考えられます。学校教育の成果は、直接児童の指導にあたる教職員の資質や能力によることが多く、教育の質的向上を図るためには、研修などを通じて、資質や指導力の向上に努める必要があります。

いじめや、不登校など児童をとりまく環境は全国的な課題であり、本村の教育現場においても常に点検し、児童の指導にあたる必要があります。

また、情報教育、国際理解教育に対応するために教育環境の充実を図ることも必要です。

本村の学校給食は、自校方式[※]による出来立てのおいしさや、季節や行事などに合わせた細やかな工夫のもとに行っています。0-157[※]対策など、学校給食の安全性の確保が急がれることから、給食室のドライ化[※]工事を行い、施設や機器を整備しました。学校給食は、食育の推進という視点からもその重要性は益々大きくなっています。児童の心とからだの健全な発達のため、教育の一貫として実施されています。



【施策】

① 活力ある学校づくり

活力ある学校づくりを目指し、人を愛する広い心、創造性豊かな児童に育てる教育内容の充実に努めます。「自ら学び自ら考え進んで表現する子どもの育成」をめざし取り組んでいきます。

② 社会に適應できる子どもの育成

社会に適應する力を育てるため、パソコンやケーブルテレビなどを活用した情報化、外国人との交流など国際化を取り入れた教育を推進します。総合的な学習のなかで、調べ学習の実践が求められており、学校図書館の重要性を踏まえた充実を図ります。

③ 障害児教育の充実

④小学校体育館・講堂の早期新築

これまで、小学校体育館として使用してきて、災害時の避難所にもなっている村民スポーツセンターの老朽化が激しく、修繕にも限界があることから、耐震構造を踏まえた小学校体育館・講堂の早期新築をめざします。

⑤開かれた学校教育の実践

地域ぐるみで児童を育てる機運を高めるため、より一層開かれた学校教育を実践します。PTA活動、地域子ども会、自治会、各種団体との連携を図っていきます。不審者対策の面などで、施設の開放については細心の注意を払いながら、学校と地域の連携・融合により、豊かな交流体験を位置づけ、心を耕す取り組みを推進していきます。

⑥教職員の資質の向上

各種の研究事業や研修の場を設け、教職員の資質や指導力の向上を図ります。

(平成17・18年度学社融合連携事業、平成18年度県小教研特別活動部会、平成18・19年度郡小学校教育研究会。)

(2) 中学校教育

【現況と課題】

本村の中学生は、米子市との学校組合立箕
蚊屋中学校に通学しています。本村における
限られた人数での小学校教育から、比較的大
規模で活力ある中学校教育の場に進学し、大
きな刺激を受け、広い視野を身につけながら
成長していますが、村外に通学することから、
地域とのふれあいが希薄になるという課題も

あります。また、共働きの増加や就業構造の変化、核家族化・少子化の進行など社会の変化を背景に、生徒の置かれている環境も変化しており、多感な時期、受験や将来への不安などから様々な問題が生じているのも現実です。

【施 策】

①教育機能の整備

組合教育委員会、組合議会を通じ、教育機能がさらに充実するよう施設・備品の整備を推進します。

②社会教育分野の取り組み

お互いに相手の立場を思いやる豊かな心を育む環境づくり、さらに積極的に地域との関わりを持

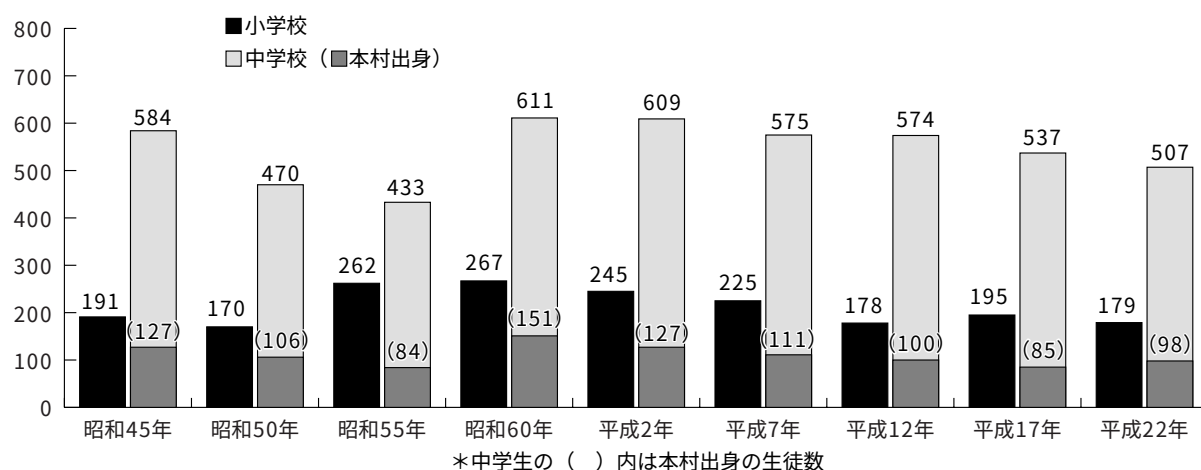
ち、社会性を身につけるため、中学生のつどい等、社会教育分野での取り組みを進めていきます。

③関係組織の強化

いじめ、不登校、非行問題等早急に解決しなければならない課題への対応を的確に進めるため、関係組織の強化を図ります。

表2-1 児童・生徒数の推移と見通し

(単位：人)



※平成22年の中学校の生徒数は、平成21年の実績値に基づく見通し値です。

3.社会教育と公民館活動

【現況と課題】

科学技術の進歩や産業構造の変化、情報化、国際化、少子高齢化など社会の急速な変化のなか、生涯学習社会となった今日、社会教育活動は、その中核を担うものとして、重要です。また、成熟した社会のなかで、私たちの関心も「物の豊かさ」から「心の豊かさ」へと変化しており、各々の生活課題や学習要求は多様化・高度化してきました。これらに対応すべく学習機会や内容の拡充にむけて、団体育成や指導者養成、施設の整備・運営、学習情報の提供など、あらゆる面においてこれまで以上に社会教育活動の推進が求められて

います。

中央公民館は、開館以来、常に本村の社会教育活動の中心として、大きな成果をあげてきました。各種の学級や講座を開催するとと



もに、各種の団体グループ活動の拠点となっています。また、乳幼児期から青少年、成人、高齢者までの生涯各期における学習活動の場として親しまれ、ふれあいフェスタ（文化の部）や盆おどり大会、芸能大会など、村民参加のイベントの開催や村民への図書（館）活動の推進、調理室などを活用した食生活改善など、あらゆる村民活動においてその中核を担ってきました。特に、長寿社会の担い手として、かがやき学級への高齢者の参加意欲は高く、今後は年代や志向にあった学級編成やプログラム開発が求められています。

しかし、その施設については、築後30余年を経過した上に、平成12年10月の鳥取県西部地震の影響もあって、老朽化し、いろ

いろと不便な状況にあります。多様で高度化した学習形態や内容に対応した図書館や展示スペース、講演会場の整備など、複合的な文化教育拠点としての整備が求められますが、財源等の問題から当面は、現状の施設を活かしつつ機能の充実強化を図る必要があります。

生涯各期において、様々な学習課題はありますが、特に今日、家庭教育への支援や青少年育成、女性の社会参画、さらには成人男性の学習活動に向けた環境づくりや、それらを担い実践の場となる団体育成・指導者養成も重要です。また、同和教育をはじめとする人権学習、民俗資料館を活用した地域文化活動など、その内容・領域は多様であり、一層の推進が求められています。

【施策】

①学習機会、内容の拡充

質、量ともに多様化・高度化した各々の生活課題や学習要求に応えていくために、誰もがいつでも、個々にあった方法で参加できるよう、学習機会及び内容の拡充につとめます。

②各種団体・グループの育成と指導者養成

これまでの実践を活かし、さらに学校・地域・家庭が連携しながら学習できるよう、団体グループの育成や、学習や活動をリードする指導者の養成、人づくりを進めます。特に青少年育成村民会議は村の関係者が網羅的に連携している組織であり、青少年育成の課題が多様化するなかで、育成援助に努めます。また、村子ども会育成連絡協議会は、各地域の子ども会活動を活性化し、地域の子どもの地域で育てる、という方向でもっとも期待できる組織であり、引き続きの指導支援に努めます。

③学習への支援

村民の学習への関心や意欲を高めるために、学習情報の提供を充実させます。また、個々の学習相談を受け、学習への支援を行います。

④各種イベントの開催

社会教育活動の発表や団体育成、村民啓発の場として、各種イベントの開催を行います。

⑤図書の充実と中央公民館図書室の拡充

子どもからお年寄りまで、村民の多様な知的要求を満たし、学習の楽しさ、意欲を高めるため、中央公民館図書室の拡充を図ります。特に県立図書館とのネット接続の機能を強化するとともに、村民一人あたり5冊の蔵書確保を目標に、当面3冊の整備をします。

⑥民俗資料館の管理運営と地域文化振興

本村の生活文化や歴史を保存展示している民俗資料館について、適正な管理運営に努めるとともに、村民のアイデンティティ[※]やふるさと意識を育てる拠点として、活用を広げます。

4.社会体育の振興

1) スポーツ・レクリエーション活動

【現況と課題】

スポーツ・レクリエーション活動は、健康維持、体力増進に役立つことはもちろんのこと、明るい地域社会をつくる上でも重要な役割を果たしています。

そのため、施設の整備をはじめ、スポーツの多様な楽しみ方、クラブのあり方など、住民のニーズをとらえた取り組みをする必要があります。

社会体育活動は、民間のスポーツクラブと異なり、人與人、人と地域の結びつきを大切にし、地域の生涯スポーツとして推進しなくてはなりません。また、活動をリードする指導者の役割は大きく、その確保も課題です。

現在、チューリップマラソン、“熱血”12時間ソフトバレーボール大会などを主催する

体力づくり推進委員会をはじめ、体育協会、スポーツ少年団等の各組織が積極的に活動を展開しています。また、本村に県の協会事務局を置くターゲット・バードゴルフを全国スポーツ・レクリエーション祭の種目として本村で開催するなど、村民の生涯スポーツの中心的存在として期待されています。



【施策】

①村民総スポーツの推進

体力保持、健康増進のために、村民総スポーツの推進を図り、各種のニュースポーツ、軽スポーツを中心にスポーツ教室、レクリエーション活動などをすすめるとともに、指導者の養成に努めます。

②各種大会の開催

村民運動会や各種の球技大会は、日頃スポーツに親しむ機会の少ない、青壮年層の参加も得られ、地域の交流・親睦になる貴重な場であることから、参加者主体の大会として一層参加しやすい大会になるよう協議し、開催していきます。

③少年スポーツの健全育成

少年スポーツにおいては、子どもの身体の発達にあった健全な育成を図るため、指導者、子ども、育成会（父母）の足並みをそろえる必要があります。そして、スポーツ少年団活動においては、指導者、学校、保護者、スポーツ少年団本部（教育委員会）の連携を密にし、育成を図ります。

④指導者の確保・育成

各種団体・サークルの活動を支援しながら、これらの諸活動をリードする指導者の確保・養成に取り組めます。



2) スポーツ施設の整備

【現況と課題】

スポーツセンターをはじめ、農業者トレーニングセンター、海浜運動公園、日野川河川敷運動広場等、体育施設を整備してきましたが、利用団体が固定化されていたり、受付窓口が異なるなど、利用上の不便さなど課題があ

るのが現状です。

また、仕事に従事している住民が、健康保持、体力づくりのためのスポーツを行うには、どうしても夜間・休日の利用が中心となっています。そのための施設の整備が必要です。

【施 策】

①施設の適正管理と有効利用

スポーツセンター、農業者トレーニングセンター、海浜運動公園、日野川河川敷運動広場等すでに整備された施設、及び整備中の施設の適正管理と有効利用を図ります。その中で、利用団体も、施設の運営、管理に関わっていくような体制を推進します。

②スポーツ施設の充実

小規模な本村で、各種のスポーツ施設を整備し維持・運営していくことは、人的に、また財政的

にも困難なことです。村民の要求や活用について検討しながら、対応していく必要があります。そして、多種にわたるスポーツに対応できるよう施設・設備を充実していきます。

5.人権尊重・同和問題への取り組み

【現況と課題】

同和問題の早期解消を目指し、本村では村同和教育推進協議会が中心となり小地域懇談会の開催など住民啓発に取り組んできました。そして広く人権問題について学習を深め、差別のない明るい村づくりに努めてきました。

しかし、村民の意識のなかには「それなりに学んだので、よく分かった」「もう差別はなくなったのでは」という安易な見方、他人事意識が見うけられます。また、いまだに「寝

た子を起こすな」という意識も見うけられます。

このようななか、平成6年に「日吉津村部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」を制定し、村及び村民の責任をより明確にしながら、啓発活動等に努めています。

しかし、実態的な啓発活動は行っているものの、審議会の設置や、基本計画・行動計画の策定に至っていません。

【施策】

①審議会の設置と総合計画の策定

条例の具現化のために、審議会を設置して、同和問題を中心とした人権行政の基本方向を定める「日吉津村あらゆる差別をなくする総合計画」を策定し、施策の推進に努めるとともに、意識調査の結果を踏まえ、村民の啓発に努めます。

②人権・同和教育研修の充実

保育・学校教育との連携、企業・事業所での研修、行政関係職員の研修の充実を図り、「村人権・同和教育研究集会」を開催します。

③村同和教育推進協議会の活動推進

同和教育並びに人権啓発の中核を担ってきた「村同和教育推進協議会」の活動推進に努めます。

6.男女共同参画社会の実現

【現況と課題】

少子・高齢化の進展等、社会情勢の変化に対応していく上で、男女がお互いにその人権を尊重しつつ、ともに社会を担う主体として責任も分かち合い、性別にかかわらずその個性と能力を発揮することができる社会の実現が課題となっています。

国においては、平成11年には男女共同参画社会基本法が制定され、平成12年に男女共同基本計画が、平成18年1月には第2次計画が閣議決定されました。家庭・地域・職場など、あらゆる場面で大きな役割を担っている女性が、政策や方針決定の場へ参画できる体制づくりが求められ進められています。地域の活性化やコミュニティ活動においても、女性が元気に取り組んで大きな活力を生み出

している場面が多く、今後の地域設計において、男女ともにこれまでの性別による固定的役割分担の意識を解消し、転換することが求められています。

本村では、各種委員会に女性の参画があり、むらづくりに積極的に取り組んでいますが、それにもなう条例や行動計画の策定に至っていません。今後の取り組みが急務となっています。

また、男女互いの人権を尊重し、女性が暴力やセクシャルハラスメント^{*}を受けることなく、個人としての能力を十分発揮できる社会を目指すことが、今後の社会を安定させ発展させるためにも必須の条件となっています。

【施策】

①男女共同参画社会の実現と行動計画の策定

男女共同参画社会の実現を、行政のみならず村民の方針として条例化し、その具現化のために、具体的施策を定めた行動計画を策定します。

②活動の支援と人材育成

女性団体の連絡の場を設け、団体相互の情報交換等を行い、その活動を支援するとともに、研修会への派遣等を行い、人材育成に努めます。

③参画の推進

女性の意見を政策形成に反映させるために、委員会、審議会等への女性の参画を積極的に推進します。

④支援施策の充実

女性の社会進出を応援するために、子育て支援施策の充実に努めます。

※セクシャルハラスメントとは、職場において、性別に関わらず、性的な言動や行為により、被害者となること。

7. ボランティアの育成・支援

【現況と課題】

阪神・淡路大震災などをきっかけに、多くの方がボランティア活動に参加し、関心をもつようになりました。また、少子高齢化社会のなか、福祉の場などでボランティアの活躍は目覚ましいものです。今やあらゆる領域において、それぞれ生きがいを感じながら展開されるボランティア活動が、受けて、担い手それぞれの暮らしを豊かにしています。

従来から、本村でも各種のイベントがボランティアによって取り組まれてきましたが、自ら取り組むことでより充実したイベントとなるよう、ボランティア活動への期待は強まっており、そういう意識も大きく広がってきました。より自由に、自分にあったやり方で、いきがいを感じながら学んだり、出会いをもとめて社会参加する場として、ボランティア活動が広がり、地域を活性化しつつあります。

さらに、平成10年、特定非営利活動促進法（NPO法）が制定され、社会貢献活動を行う団体に法人格を付与することが可能となりました。いまのところ、まだ本村を活動エリアとするNPO法人はありませんが、今後は住民の自主性にもとづく組織が生まれ、行政にかわって大きな公的サービスを担ったり、住民主体の施策をすすめ、硬直化した社会のシステムを改革する可能性をもっています。



【施策】

① ボランティア活動の推進

あらゆる分野においてボランティア活動への期待は高く、社会福祉協議会で組織されているボランティアセンターの運営を支援するとともに、ボランティア情報の提供に努めます。

② 相談体制の確立と支援

個人及び団体グループのボランティア活動についての相談を設け、ボランティア活動への支援や情報提供につとめます。また、村内を活動地域とするNPO法人の立ち上がりや活動に対し、その自主性を尊重し期待しながら、相談・支援体制の確立を図ります。

※この施策は、本村の現状や課題に基づき、将来的な目標として掲げられています。実施には、関係機関との連携や、住民の理解と協力が不可欠です。

第2章 健康で笑顔のある明るい家庭をつくろう

目指す村の姿

- ・ 健康づくりに自ら努めよう
- ・ 福祉と介護で家庭の笑顔を支えよう
- ・ 保険・年金は支えあいの制度
- ・ 地域の子どもは地域で育てよう

明るく豊かな生活を送るには健康であることが第一です。生涯を通じた健康づくりを推進するためには、住民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ちそれを実践することが必要です。

社会構造の変化による女性の就業率の増加や人口構造の少子高齢化の進展により福祉の面で新たな課題を生じました。「安心して子どもを産み、ゆとりをもって健やかに育てることができる地域づくり」「高齢者や障害者一人

ひとりが社会の一員として自立し、尊重され、生きがいを持ちながら、安心して生活できる社会づくり」が求められています。

お年寄りをはじめとするすべての住民が、生き生きと明るく生活するためには、社会参加を進めると同時に「思いやりの心」を持って、精神的な豊かさを追求する福祉行政に取り組まなければなりません。そして、保健・医療面も含めた総合的な福祉施策を進めていきます。

1.健康づくり

1) 健康の増進

【現況と課題】

健康であることは、全ての住民が幸せで充実した生活を送るための基本です。

本村でも高齢化が進んでいますが、住民が健康であるためには、「自分の健康は自分で守る」という自覚を持ち、身体を健康を保持増進させるだけでなく、精神的なゆとりと潤いのある生活を心がけることが大切です。

そのためには、個人レベルだけでなく、地

域・組織ぐるみで健康づくりに取り組める体制とそれを支援するシステムを構築することが必要です。

今後も、健康づくりに関する各種イベントを開催し、健康づくり思想の普及、啓発に努めるとともに、医療・保健・福祉・介護が一体となった総合的な健康づくりを推進していきます。

【施策】

(1) 健康づくりの推進

①医療・保健・福祉・介護の一体的取組み

行政内部の組織を見直し、予防を重点に、医療・保健・福祉・介護が一体となった取り組みを推

進します。

②健康づくり事業の実施

健康づくり推進協議会を中心に、健康づくり意識の普及・啓発や講演会などの事業を実施します。特に、生活習慣病の中でもいろいろな合併症を引き起こす糖尿病の予防を重点に取組みを進めます。

(2) 健康づくり体制の充実

①健康づくり連絡会の結成

各地域、団体等からなる「健康づくり連絡会」を組織するとともに、統一的に取り組める目標（テーマ）を設定し、健康への意識、管理能力の向上を図ります。

②関係機関の連携強化

医療・保健・福祉・介護の一体的推進を目指し、行政内部の体制を見直しと合わせ、社会福祉協議会等の関係機関との連携を一層強化します。

(3) 食生活の改善

①「食育」の推進

食事と健康には密接な関係があり、乳幼児期から高齢期までのライフステージごとの課題に対応した指導等を行います。

②食生活改善推進委員会のあり方

食生活改善推進委員会組織の維持存続に課題が生じていますが、会員による検討をふまえ支援を行います。

(4) 保健師活動の充実整備

保健衛生のみならず、福祉や介護保険など保健師が関わる分野は拡大し、果たすべき役割もますます複雑化していることから、人的体制を増強し、総合的な保健指導体制の充実整備を図ります。



※このページに掲載されている写真は、本計画の策定に当たって関係機関等から提供されたものです。

2) 保健・衛生

【現況と課題】

(1) 母子保健

本村では、平成9年に「母子保健計画」を策定し、「子どもたちが心も体も健やかに育つむらづくり」をテーマに、村の健康課題に対応した母子保健施策の充実に取り組んできました。

一方で、核家族化や都市化の進展、女性の社会進出、地域の育児支援能力の低下など、子どもを取り巻く環境が大きく変化する中、育児不安・ストレスの増大、子どもの心の問

題、児童虐待など新たな課題が生じています。

こうした課題に対応するため、これからの母子保健対策は、単に母子の健康を維持・増進していくだけでなく、妊娠・出産から子どもの成長まで総合的に子育てを支援していく基盤として、次世代育成（子育て）支援対策の中で、他の分野と一体的に進めていく必要があります。

(2) 老人保健事業

老人保健事業については、老人保健法に基づき、40歳以上を対象に健康手帳・健康診査・健康教育・健康相談・機能訓練・訪問指導の6つの事業を実施しています。

本村の疾病構造は、他市町村の傾向と同様にがん・心臓疾患・糖尿病・高脂血症などの生活習慣病の有病率が高く、死亡者もこれが大半を占めています。

最近の基本健康診査の結果を見ますと、高血圧症・高脂血症・糖尿病・心電図異常が多く受診者の90%以上が指導や医療を要する状況で、ほとんどの人が何らかの健康上の問題を抱えています。高齢化の進展にともない

今後も生活習慣病患者が増えることが予想され、検診機会の充実と受診率向上及び受診後の指導体制の充実が必要です。

また、介護保険制度の見直しに伴い、65歳以上に対する老人保健事業については、「活動的な85歳^{*}」を目指し、介護予防事業に段階的に移行するほか、64歳未満に対する老人保健事業についても、医療制度改革の中で見直しが行われることになっています。こうした制度改革に的確に対応するため、介護保険・国民健康保険と一体となった取り組みを進めていく必要があります。

表2-1 病類別死亡者数の推移

(単位：人)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
悪 性 新 生 物	1	2	7	5	4
脳 血 管 疾 患	4	2	2	3	2
心 臓 の 疾 患	11	6	5	2	1
肝 硬 変	0	1	0	0	2
高 血 圧 性 疾 患	0	0	0	0	0
不 慮 の 事 故	1	0	0	0	0
肺炎及び気管支炎	2	4	4	4	8
老 衰	0	0	1	3	3
そ の 他	2	2	7	1	8
計	21	17	26	18	28

(3) 感染症・結核予防対策

感染症の発生は、医学の進歩や生活環境の改善などにより激減したとはいえ、SARS、鳥インフルエンザ等の新たな感染症が流行し問題となっています。こうした感染症の多様化に対応するため、衛生思想の普及と防疫体

制の整備が必要です。

結核については、り患者は減少していますが、耐性菌の発生等により、まだ油断できない状況で、今後も継続して予防対策を推進しなければなりません。

(4) 口腔衛生対策

口腔内の衛生保持は、健康な生活を送るうえで、不可欠ですが、様々な原因で年齢が進むにつれ失われる傾向にあります。一人ひと

りが歯の重要性について認識し胎児（妊婦）から高齢者まで一生を通じて歯を守っていく必要があります。

(5) 地域医療体制の整備

鳥取大学医学部附属病院内に救急救命センターが整備されたことにより、当面の課題は解決しましたが、小児救急医療などさらなる

充実を図るため、引き続き広域的な取組みを進める必要があります。

【施 策】

(1) 母子保健

「現況と課題」で述べたとおり、今後は、次世代育成支援対策の中で、次の4点を重点に対策を推進していきます。なお細部については、別途策定した「次世代育成支援行動計画」に基づき進

めます。

①子どもや母親の健康の確保

健康診査の充実や父親の育児参加を促進していくとともに、育児不安やストレス、子どもの心の健康、児童虐待など様々な問題について、常時相談に応じられる体制づくりを進めます。

②「食育」の推進

乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着など、食を通じた豊かな人間性の形成、心身の健全育成を図るため、関係機関と連携をとりながら教育・啓発活動等を進めます。

③思春期保健対策の充実

性行動の低年齢化、薬物乱用、引きこもり、不登校など思春期におこりがちな問題に対応するため、学習・啓発活動や相談体制の充実を図ります。

④小児医療の充実

かかりつけ医の定着を図るための情報提供を行うとともに、今後の小児医療のあり方等について、広域的な枠組みの中で検討していきます。

(2) 老人保健

①受診機会の充実と受診率の向上

対象者の適正な把握に努めるとともに、受診機会の充実と未受診者への受診勧奨を行い、受診率の向上を図ります。

②年代に応じた保健予防事業の推進

65歳以上については、地域包括支援センターと連携し、介護予防を重点とした健康診査等を実施し、64歳未満については、引き続き生活習慣病予防を重点とした事業を推進します。

③関係団体との連携

保健委員会、健康づくり推進協議会等関係団体と情報を共有しながら、疾病予防意識の普及、啓発を推進します。

表2-2 各種検診受診率の現況と目標

(単位：%)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
基本健康診断	91.1	85.8	76.0	73.3	82.0
胃がん検診	20.1	36.9	60.8	59.4	63.0
子宮がん検診	28.6	39.0	48.4	57.1	60.0
肺がん検診	—	86.0	62.7	64.0	70.0
大腸がん検診	—	81.4	69.6	72.9	76.0
乳がん甲状腺検診	19.9	26.9	41.4	42.8	45.0

（３）感染症予防・結核予防対策

①防疫体制の整備

保健所との連携により、感染症の多様化に対応した予防のための啓発活動を行うとともに新たな感染症の発生に即応できる防疫体制を確保します。

②啓発活動の推進と接種率の向上

予防接種については、医療機関委託による個別接種化が進んでいるところですが、法定期間内に確実に接種いただくため、保護者に対する指導や啓発活動を進めます。接種率向上のため、情報提供や啓発に努めます。

結核については、予防思想の普及啓発に努めるとともに、予防接種と結核検診の受診率の向上を図ります。

表２－３ 結核住民検診受診率の現況と目標

（単位：％）

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
結核住民検診	89.0	86.0	80.4	69.3	85.0

（４）口腔衛生対策

生涯を通じた口腔内の衛生管理と歯の健康保持を図るため、ライフステージ[※]に応じた施策を推進していきます。

◇乳幼児期…育児学級等における口腔衛生教育、歯科検診・フッ素塗布を実施します。

◇学 童 期…学校との連携による歯科検診、口腔衛生教育・指導を推進します。

◇壮 年 期…節目年齢における歯周疾患検診を実施します。

◇高 齢 期…節目年齢における歯周疾患検診の実施と寝たきり訪問歯科調査・指導を行います。

（５）地域医療体制の整備

小児救急医療のあり方を含め、地域医療体制の充実について、広域的な枠組みの中で検討していきます。

※ライフステージ：乳幼児期、学童期、壮年期、高齢期

2.福祉の充実

1) 高齢者福祉

【現況と課題】

本村の人口は、国勢調査によると昭和55年の2,552人から昭和60年の2,799人へと増加傾向を示していました。その後平成7年までは、2,700人台の後半でほぼ横ばいの状態でしたが、平成12年度、今吉・海川新田地区での区画整理事業等の完成によって、転入による人口増となっています。

しかし、高齢化率は徐々に高くなり、平成17年度で22.5%、そのうち70歳以上の人口は536人で10年前の約1.6倍、なかでも介護の必要度が高くなる75歳以上の後

期高齢者人口は362人で、10人に1人の割合となっています。



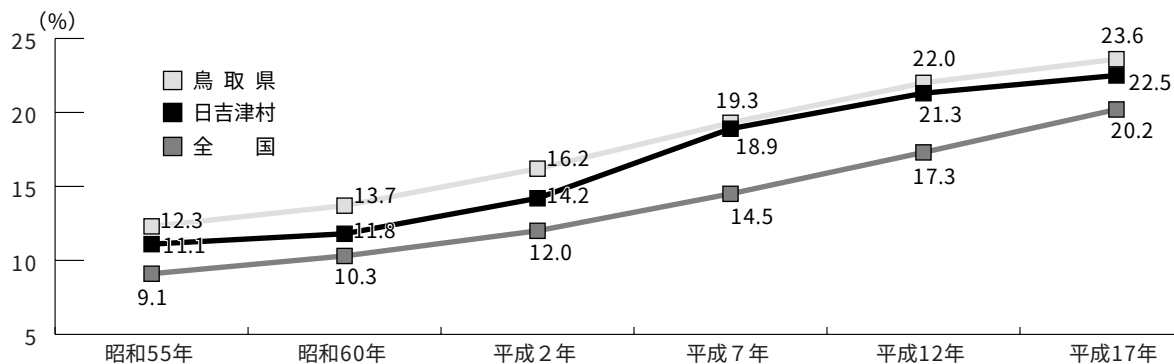
表2-4 人口構造（40歳以上）とその推移

(単位：人、%)

区 分	昭和55年		昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
総 人 口	2,552		2,799		2,830		2,760		2,971		3,163	
40歳以上	1,120	43.9	1,243	44.4	1,436	50.7	1,560	56.5	1,667	56.1	1,774	56.1
65歳以上	283	11.1	329	11.8	403	14.2	523	18.9	632	21.3	711	22.5
70歳以上	191	7.5	218	7.8	270	9.5	332	12.0	450	15.1	536	16.9
75歳以上	107	4.2	128	4.6	163	5.8	207	7.5	276	9.3	362	11.4

(平成12年までは国勢調査、平成17年は平成18年1月現在の住民課資料より)

表2-5 高齢化率の推移



(平成12年までは国勢調査、平成17年本村は18年1月現在の住民課資料より。県・国は直近の数値)

65歳以上の高齢者がいる世帯数は、平成7年度には353世帯(全世帯の49.3%)平成17年度で492世帯(全世帯の55.2%)と、この10年で1.4倍になっています。

また、65歳以上のひとり暮らし世帯数は平成7年度には18世帯であったのが平成17年度には50世帯、2.8倍と激増しています。

表2-6 高齢者世帯の状況と推移

(単位：世帯)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総 世 帯 数	676	704	717	838	892
65歳以上のいる世帯	249 (36.8%)	298 (42.8%)	353 (49.2%)	415 (49.5%)	492 (55.2%)
高齢者夫婦世帯数 (60歳以上の夫婦のみ)	24	27	33	55	70
(65歳以上の夫婦のみ)	7	16	25	41	51
高齢者単独世帯数	10	17	18	32	50

(平成12年までは国勢調査、平成17年は平成18年1月現在の住民課資料)

高齢者人口の増加の他、核家族化や少数化の傾向が進み、高齢者夫婦や一人暮らしの世帯数が激増しました。家庭の介護力が低下し、

地域や公的支援が必要な高齢者の増加がさらに進むと思われます。

【施 策】

①地域包括支援センター※の創設

介護保険制度を円滑にすすめるため、在宅介護支援センターを中心に、きめ細かな福祉サービスの提供を図り、その一環として介護予防・地域支え合い事業を行ってきました。

平成18年度からは、介護保険制度が改正され、すべての地域住民の心身の健康維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上のために必要な援助や支援を包括的に担う中核機関として「地域包括支援センター」が創設されます。これまで行ってきた介護予防事業の大半は、介護保険事業の予防事業に移行される予定で、以降の地域支援事業では、事業効果を評価した上で再編されます。移行する事業内容やその経費、村単独で継続する予防事業等の詳細については、現在南部箕蚊屋広域連合で策定中の「第3期介護保険事業計画」にそって実施します。

表2-7 現行の主な介護予防地域支え合い事業

事業名	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度 (予算)
	延べ人数・件数	延べ人数・件数	延べ人数・件数	延べ人数・件数	延べ人数・件数	延べ人数・件数
転倒骨折予防教室			127	75	713	770
アクティビティ・認知症介護教室	794	1,624	1,792	1,858	2,796	2,200
足指・爪のケアに関する事業				25	13	20
高齢者筋力向上トレーニング事業				432	1,643	1,900
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	659	1,702	687	731	633	753
高齢者食生活改善事業	169	23	84	22	16	22
「食」の自立支援事業	1,448	1,851	1,877	1,188	725	850
在宅介護支援センター運営事業費	641	656	679	695	697	708
介護予防プラン作成事業	156	50	62	50	31	50
高齢者実態把握	86	100	98	104	37	50
家族介護教室	193	114	79	54	11	55
家族介護者交流事業(元気回復事業)	30	37	37	63	29	64
住宅改修支援事業(理由書作成)					2	1
介護相談員派遣等事業					12ヶ月	12ヶ月
高齢者地域支援体制整備・評価事業(心配ごと相談)			45	60		
老人クラブ活動等事業	351	375	378	377	375	375
一般財源化した事業						
緊急通報装置給付・貸与費			—	8	—	2
外出支援サービス事業	2,150	2,275	1,369	2,227	4,685	4,698
軽度生活援助事業	82	277	300	636	382	330
訪問理美容サービス事業			4	3	3	6
生きがい活動支援通所事業	1,129	1,272	940	1,446		
介護用品の支給(村単独)				8	7	15
高齢者住宅環境整備事業(県補助事業)	—	4	8	3	2	3

2) 障害者（児）福祉

【現況と課題】

近年、障害の重度・重複化や障害者の高齢化が進む中、その自立と社会参加が進み、ノーマライゼーション[※]の理念が徐々に浸透して来ました。

本村では、心身障害者等の日常生活の便宜や社会活動の促進、経済的負担を軽減するために福祉年金、医療費、ストマ用装具費の助成、タクシーチケットの交付等の単独助成事業を実施しています。また、平成15年から

更生施設、授産施設への入所・通所等の施設訓練支援やホームヘルプ、デイサービス等の居宅生活支援を行う「支援費支給事業」を実施して、障害の程度や障害者の生活に配慮したサービスの提供、自立した生活の支援など、障害者が地域で暮らすための環境づくりに努めてきました。しかし、まだ十分とは言えず、障害者にとって、社会参加を進めるための行政施策や地域社会の支援が求められています。

表2-8 障害者数の推移（施設入所者含む）

（単位：人）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
身体障害者手帳所持者	90	103	122	175
療育手帳所持者	25	26	28	25
精神障害者保健福祉手帳所持者	—	—	—	8

【施 策】

①障害者自立支援法に基づく支援

現在、支援費制度では障害者は「身体」、「知的」、「児童」と三つの種類に分けられて、福祉サービスの内容などが決められていますが、平成18年4月から新しく「障害者自立支援法」が始まることを受け、「精神」を含めたどの障害の人も、共通の福祉サービスを受けられ、地域での自立した生活がおくれるよう総合的な支援に努めます。

②「障害福祉計画」等の策定

「障害福祉計画」の策定や「障害者計画」の見直しをもとに、障害者が安心してサービスが受けられる体制整備を進めます。さらに、村単独の福祉年金助成や医療費助成、ストマ用装具費助成、タクシーチケットの交付等の事業を継続し、障害者の社会復帰促進のための小規模作業所の充実など、家族会と一緒に施策の検討を進めます。

③障害の早期発見・予防

今後は、障害の発生を防ぐための母子保健対策などによる早期発見・予防に努めながら、障害者が家庭や地域で安心して生活できるように、障害（者）に対する理解を深めるとともに、そのライフサイクルに対応したきめ細かな総合的施策の展開、制度の周知徹底を図ります。

3) ひとり親家庭に対する福祉

【現況と課題】

ひとり親家庭の世帯は、近年増加の傾向にあります。

子どもを養育しながら、経済的・社会的にも自立を図らなければなりません。女性の労働条件は男女雇用機会均等法が制定されたにもかかわらず、依然改善されていません。特に、幼い子どもを抱えた女性の就労の場が少ないため、母子家庭の経済的自立は厳しいのが現状です。

本村では、小学校・中学校入学支度金を助成し、相談を受けていますが本村民生児童委員協議会が行ったアンケート調査でも「子ど

もがいると就職できない」等、経済的な悩みを持つ家庭が多く、十分な施策とはなっていません。

また、ひとりの親が仕事と家庭を背負うために時には職を失ったり、転職を余儀なくされる場合もあり、体力的・精神的な負担感や、経済的負担から子育てに大きな影響を及ぼすことも考えられます。

経済的な自立や生活意欲の助長のため、気軽に悩みを相談し合い、自立のための情報を交換する機会や場所を設置し、親の負担を軽減していく必要があります。

表2-9 ひとり親家庭数の推移(18歳未満)

(単位：世帯)

区 分	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
母子家庭	16	8	13	22	31
父子家庭	4	2	4	1	2

(資料：国勢調査、17年は福祉保健課資料)

【施策】

①相談支援体制の充実

経済的自立と生活意欲助長のため、民生児童委員等との連携を図りながら、相談支援体制の充実を図ります。

②制度の活用

また、児童扶養手当や母子・寡婦福祉資金等の福祉制度を活用し生活支援を図るとともに、さらに、入学支度金助成等、村独自の制度も推進します。

4) 低所得者福祉

【現況と課題】

少子高齢化の進行と経済状況の悪化などに伴い、生活基盤の弱い世帯が増加傾向にあります。低所得者世帯は、生活基盤が不安定な

状況にあり、生活面で多くの問題を抱えているため経済的自立を助長するとともに精神面での援助が必要です。

【施策】 低所得者世帯の生活基盤の安定と自立を促進するため、援護施策の充実を図ります。

県の福祉事務所及び民生委員・児童委員など関係機関等との連携を密にし、適切な指導相談を図ります。また、複雑多様化する生活相談に、関係各機関の協力を得ながら対応し、低所得者世帯の自立更生を促進します。

①相談・指導体制の充実

低所得世帯が抱えるさまざまな問題に適切に対処できるよう、民生委員・児童委員などと連携して、相談・指導体制を充実します。

②援護施策の充実

低所得世帯の生活の安定と自立を促進するため、援護施策の充実を図ります。

低所得者世帯の生活基盤の安定と自立を促進するため、援護施策の充実を図ります。

3.社会保険の充実

1) 国民健康保険

【現況と課題】

国民健康保険は、国民皆保険の基盤として地域住民の健康を支えています。人口の高齢化ならびに社会構造の変化により、高齢者を中心とした所得の低い層の占める割合が大きくなっています。ところが、被保険者の高齢化や医療の高度化により、医療費は大きく上昇が見込まれており、国民健康保険財政の危機的な状況に対し、保険税のアップが避け

られない状況です。

国民健康保険の健全な運営や財政基盤の安定を図るには、予防事業の推進や医療給付の適正化が強く望まれています。そこで、生活習慣病の予防体制を充実するとともに、疾病の早期発見、早期治療により重症化を避けることが必要です。

表2-10 国民健康保険の状況

区 分			平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
療養諸率	1人あたり	一般・退職	12.96	11.96	13.49	14.54	13.84
	受診件数(件)	老人	23.01	24.87	25.63	26.70	25.37
	1人あたり	一般・退職	1.90	1.69	1.65	1.60	1.55
	日数(日)	老人	2.59	2.32	1.98	1.89	1.80
	1人あたり	一般・退職	273,466	241,500	248,392	269,539	291,699
	費用額(円)	老人	833,779	823,734	756,995	838,903	663,718
保険税	1世帯あたり(円)		148,142	147,441	142,960	150,989	172,171
	1人あたり(円)		73,432	71,849	69,489	72,502	83,502

【施 策】

①早期発見・早期治療の推進

検診による疾病の早期発見・早期治療を推進するとともに、家庭、地域を通じ、村ぐるみで健康づくりを進めます。

また、これまで人数制限を設けていた人間ドックには、必要な負担増をいただいて、希望者全員が受診できるよう実施します。

②医療費の適正化

レセプト^{*}点検の充実強化と、病気にかからないための健康管理や病気の予防・適正受診の啓発に努め、医療費の適正化を図ります。

③予防事業の推進

糖尿病など生活習慣病の予防体制を整え、健康に対する村民の意識改革、日常生活の改善を進めます。

④運用状況の周知と収納率向上

被保険者の制度への理解や認識を深めるため、保健活動及び医療費通知等を徹底し、医療費の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上に努めます。

表2-11 国民健康保険の被保険者数及び世帯数の見とおし

区 分		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成22年度
(老人医療対象者) 被保険者数		(306)	(325)	(352)	(357)	(356)	(347)	(426)
		871	928	985	1,042	1,085	1,093	1,300
世 帯 数		441	460	480	506	521	528	564
世帯あたり被保険者数		1.97	2.01	2.05	2.05	2.08	2.07	2.30
加入率 (%)	被保険者	29.9	31.3	31.7	33.7	34.2	34.5	40.7
	世 帯	56.0	55.3	57.2	58.6	59.8	59.1	61.8

2) 介護保険

【現況と課題】

平成12年度から介護保険制度がスタートして5年を経過し、「介護の社会化」が一定の定着をみた現在、地域における総合的・包括的なマネジメントを目指すケアシステムの再構築が求められています。

地域に最後まで暮らし続けるために必要なシステム。まず要介護状態になる前から、日常的な健康管理や予防対策が、そして介護が必要になったときには、適切な介護サービスの提供により状態の悪化を極力防ぐこと、さらにはターミナルケア^{*}が行われなくてはなり

ません。

高齢期の生活を支えるサービスが、終末まで切れ目なく提供されるために、在宅・施設を問わず、介護・医療サービスからボランティアや近隣住民同士の助け合いまで、地域のあらゆる社会資源を活用したケアシステムが作られる、同時に主治医やケアマネージャーをはじめ、多様なスタッフが連携し、利用者一人ひとりの情報を共有し、一貫したケアを行うために「地域包括支援センター」が創設されました。

表2-12 介護保険認定者の推移

	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	H13年2月末		H14年2月末		H15年2月末		H16年2月末		H17年2月末		H17年9月末	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
要 支 援	26	30.6	12	11.5	22	17.0	21	15.2	18	13.7	18	12.9
要 介 護 1	22	25.9	34	32.7	40	31.0	41	29.7	41	31.3	41	29.5
要 介 護 2	9	10.6	18	17.3	22	17.0	30	21.7	26	19.9	29	20.9
要 介 護 3	15	17.6	14	13.5	10	7.8	11	8.0	9	6.9	14	10.1
要 介 護 4	8	9.4	11	10.6	9	7.0	10	7.3	13	9.9	14	10.1
要 介 護 5	5	5.9	15	14.4	26	20.2	25	18.1	24	18.3	23	16.5
合 計 (A)	85	100.0	104	100.0	129	100.0	138	100.0	131	100.0	139	100.0
出現率 (A/B)		12.9		15.4		18.5		19.8		18.5		19.2
65歳以上人口 (B)	657		674		696		697		708		725	

表2-13 人口・被保険者数の推移

		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度	
		平成13年2月末		平成14年2月末		平成15年2月末		平成16年2月末		平成17年2月末		平成17年9月末	
年齢区分	内 訳	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
39歳以下		1,408	44.9	1,450	45.4	1,439	44.8	1,425	44.6	1,376	43.8	1,384	43.6
40歳～64歳	第2号被保険者	1,070	34.1	1,068	33.5	1,076	33.5	1,074	33.6	1,054	33.6	1,068	33.6
65歳～74歳	第1号前期高齢者	364	11.6	357	11.2	362	11.3	339	10.6	335	10.7	346	10.9
75歳以上	被保険者 後期高齢者	293	9.4	317	9.9	334	10.4	358	11.2	373	11.9	379	11.9
高齢者計	(構成＝高齢化率)	657	21.0	674	21.1	696	21.7	697	21.8	708	22.6	725	22.8
合 計		3,135	100.0	3,192	100.0	3,211	100.0	3,196	100.0	3,138	100.0	3,177	100.0

注：表2-12、13については、介護保険給付実績管理と合わせるため、各年度2月末人数を掲載しています。

図2-1

■ 介護保険制度改革のおもな内容	
	具体的内容
● 予防重視型システムへの転換	新予防給付の創設、地域支援事業の創設
● 施設給付の見直し	居住費用・食費の見直し、低所得者等に対する措置
● 新たなサービス体系の確立	地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設、居住系サービスの充実（有料老人ホームの見直し等）、医療と介護の連携の強化、地域介護・福祉空間整備等交付金の創設
● サービスの質の向上	介護サービス情報の公表、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの見直し
● 負担のあり方・制度運営の見直し	第1号保険料の見直し、市町村の保険者機能の強化、要介護認定の見直し、介護サービスの適正化・効率化
● 被保険者・受給者の範囲	社会保険制度の一体的見直しと併せて検討、その結果に基づいて、平成21年度を目途として所要の措置を講ずる。

※施行：平成18年4月（ただし地域介護・福祉空間整備等交付金の創設は平成17年4月施行、施設入所費用の見直しについては平成17年10月施行）

【施策】

① 情報提供と制度の円滑実施

高齢者が自らの意志によって、適切で良質な介護サービスが受けられるように情報提供等に努めます。また、南部箕蚊屋広域連合との連携により、サービス供給の確保や給付事務の効率化等を図り、制度の円滑な実施に努めます。

3) 国民年金

【現況と課題】

人口の高齢化、年金制度の成熟化等にもともない、国民生活における年金制度の役割はますます重要なものとなってきます。

こうしたなかで、老後の所得保障の柱となる年金制度にあたっては、21世紀の本格的な長寿社会の到来に備え、安定的な所得保障の確立を目指した制度運営が必要です。

また、公平性の観点にたって、保険料の的確な収納と被保険者の適用促進を図らなければなりません。これらの業務が国に移管されたことにより、保険料収納率が低下しています。関係機関との連携を密にして、適正な事業運営、被保険者に対するサービスの充実を図る必要があります。

【施策】

地域の「宝」である子どもたちを、喜びを感じながら産み育てることができるよう、行政・地域・家庭が相互に連携、支えあいながら、子育てを支援していきます。

次の7点を重要課題とし施策を推進しますが、細部については、別途策定した「次世代育成支援行動計画」に基づいて取り組みます。

①子育て支援センターの設置

子育て支援センターを設置し、育児に関する相談、情報提供や子育てサークルの育成を行うとともに、関係機関・団体のネットワーク化を図り、地域ぐるみで子育てを支援する体制を整備します。

②保育所機能の強化

現在0歳児から5歳児まで合計110名の乳幼児を受け入れています。そして、この保育所の今後のあり方について検討するため、村内外の関係者による「保育所のあり方を考える会」を設置し、協議していきます。

また、高齢者との交流事業や入所前児交流など、保育内容の充実や、開かれた保育所運営に努めます。

③児童館の運営強化

地域の少子化がすすみ、きょうだいが多くなかったり、放課後に保護者のいない家庭も多いなかで、子どもが多く仲間との遊びを通じて、のびのびと育っていくために、児童館の役割は大きいものです。また、子どもたちのストレス解消の場、縦の仲間づくりの場、学校や家庭では見られない子どもの姿が出せる場であり、あいさつや片付けなどの生活習慣を身につける場として、保護者会や学校等との連携を図りながら、子育て支援の拠点のひとつとして運営強化していきます。さらに、施設の空き時間帯を活用した乳幼児親子のふれあいの場や、子育てグループの活動・子育て情報の提供等、支援します。

④母子の健康の確保及び増進

健康診査やブックスタート[※]の充実、父親の育児参加の促進や母親の出産前後の心身両面のケアを厚くするなど、安全にそして安心して産み育てられるよう支援するとともに、子どもの発育や成長段階に応じた健康の維持・増進を図ります。

また、「食育」の推進、医療体制の整備などを図りながら、生涯にわたる健康の基礎を築きます。

⑤子どもを健やかに育む**教育環境の整備**

子どもたちの個性と無限の可能性を伸ばし、豊かな人間性と生きる力を育むため、学校教育における学習内容の充実と環境整備を図ります。

また、学習機会や情報の提供により、次代の親の育成、家庭・地域における教育力の向上を図り

ます。

⑥子育てにやさしいむらづくり

公共施設を中心に、バリアフリー化等、子育て家庭が安心して出かけられ、のびのびと遊べる環境づくりを進めます。

また、交通安全教育や防犯対策を進めるとともに、万一被害にあった場合の心のケアなどにも配慮していきます。

⑦要保護児童等への対応

障害を持つ子どもやひとり親家庭など特に配慮を必要とする方への対策を推進するとともに、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待や不登校、ひきこもりなど、子どもの心や命、人権に関わる問題の早期発見と保護を要する児童への適切な対応に努めます。

表2-14 保育所入所児童数の推移と見通し

(単位：人)

区分	定員	入 所 児 童 数											
		昭和55年		昭和60年		平成元年		平成7年		平成12年		平成17年	
		3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児	3歳 以上児	3歳 未満児
日吉津 保育所	120	100	11	76	6	93	4	68	17	63	33	60	35(4)

＊()内は0歳児の数

5.村営住宅・村営霊園

1) 村営住宅

【現況と課題】

住宅は最も重要な生活基盤です。急速な高齢化や大きく変化する経済情勢のなかで、高齢者世帯など住宅に困窮している世帯に対して、良好な居住環境を供給しようと、平成

7・8年度の2ヶ年にわたり、村営住宅20戸の建替を完了しました。これらは、段差をなくし、階段等到手摺を付けるなど、高齢者等に配慮した造りにしています。

【施策】

①引き続き、村営霊園の適正な管理を行います。

表2-15

建設年度	戸数	1戸当り床面積
平成7年度	2戸(3DK)	79.94m ²
	10戸(3DK)	74.99m ²
平成8年度	8戸(3DK)	79.94m ²

〈資格要件〉

- ・ 村内に住所又は勤務場所を有する者。
- ・ 所得制限あり。
- ・ 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- ・ 村税を滞納していない者であること。

2) 村営霊園

【現況と課題】

昭和53年に設置した村営霊園(150区画)は、現在すべての区画が永代使用に供されています。

その後、田園土地区画整理事業の完成により、転入世帯が増加したことなどに伴い、墓地の需要が高まり、平成13年度、新たに150

区画の整備を行いました。すでに、48区画は永代使用の権利を購入されていますが、残りの区画については、年1回、期間を設けて永代使用者を募集しています。

また、急な需要については、随時受け付けています。

【施策】

①引き続き、村営霊園の適正な管理を行います。

〈使用要件〉

- ・ 使用できる者は、村内に住所を有する成年者とする。
- ・ 使用区画は、1世帯1区画とする。
- ・ 焼骨の埋蔵以外には使用してはならない。

第3章 仕事を愛し情熱とほこりをもって働こう

目指す村の姿

- ・農作業の受委託推進や、少量多品種による農業振興
- ・利便性と自然を活かした魅力あるむらづくり
- ・地域との調和を目指した商工業振興

活力ある地域を維持していくには、産業の振興や雇用の場の確保が重要です。

本村農業の現状は、担い手の高齢化、後継者の不足、そして米の生産調整、輸入野菜の急増等々非常に厳しい状況です。しかし、農地の地球環境に果たす役割、防災対策面での役割、景観形成に与える影響など、その効果は計り知れません。耕作放棄や荒廃地が広がれば、乱開発や廃棄物の不法投棄が増えるなど、村民生活において大きな問題を抱えることも危惧されます。様々な観点から、今後も農業振興や農地保全を図る必要があります。

商業については、その中心が大型ショッピングセンターを核とした国道431号沿いに

移って、米子市内一辺倒であった買い物客の流れが変化しました。さらに拡大する商業地として注目されていますが、周辺は依然、市街化調整区域であるとともに、農業振興地域でもありますので、土地利用の上から慎重な対応が必要です。

今後、戦後のベビーブーム世代（団塊の世代）が60歳定年を迎え、村外等への勤務生活から地域にリタイアしてくることが予想され、就業構造がかなり変化することが考えられます。これまでの様々な就業経験を活かし、本村でのコミュニティビジネス[※]への参加や、農業経営への参加に期待がかかるところです。

1. 農業および農村振興

【現況と課題】

本村の農業は、村全体が都市計画区域内にあるという典型的な近郊農村の中で営まれています。国際社会において農業のあり方が見直され、農業の担い手を育成することが重視されていますが、他産業と比べ所得が伸びないことに加え、担い手不足、輸入野菜の急増による価格低下など非常に厳しい状況です。

本村の花であり、本村のイメージアップに大きく貢献してきたチューリップの球根栽培については、地球温暖化の影響により球根の

玉太りが難しくなったこと、輸入品の増加などによる価格面の低落、根気と熟練のいる作



業に対する担い手不足などから耕作維持が厳しい状況で、栽培面積が減少しています。

農家が「業」として生き活きと生産活動に

取り組めるよう、関係機関が連携して策を講じる必要があります。

【施策】

①受委託推進と組織化

兼業中心の農業経営、農業者の高齢化に対処し、さらに農業の振興を図るために、作業の受託農家、受託組織の育成、そして利用権の設定など農地の流動化を推進します。

②退職者等から担い手確保

担い手を確保するため、農業外の事業所等を定年退職された意欲のある人の確保と支援に努めます。

③村のシンボル・チューリップの維持

チューリップの花は日吉津村の看板として、イメージアップに果たした役割は大きく、今後も大切にしていける必要があります。しかし、チューリップの球根栽培を取り巻く環境は厳しく、従来の農業振興に頼るだけでは、その維持は困難です。

そこで、農業面だけではなく、全村的な課題と位置づけ、総合的見地から検討することとし、村の花であり、シンボルであるチューリップの維持のため「対策会議」を設置し、課題解決に努めます。

④白ネギなど期待品目の振興

県特産白ネギについては、品質的には高位にあるものの、輸入物との競争のなか生産性の向上に努めます。近年、有志グループを中心に、らっきょうの生産が広がりつつあり、支援に努めます。

⑤稲作維持と麦・大豆の転作

米の生産調整については、農家にとって厳しい状況ですが、麦、大豆に転作することにより、農業所得の向上を期待し、そのための作業設備導入支援を行います。

また、大豆を利用した豆腐づくり等の拠点施設である「ふれあい生活館」の維持に努め、利用者拡大を図ります。

⑥少量多品種で魅力ある農業振興

村内に進出したJAアスパルでは、生産物の直接搬入による現金化が会員農業者の生産意欲を高めつつあり、消費者にも好評です。村内にあるメリットを活かし、少量多品種を組み合わせた複合経営により、一定の所得の確保が出来る魅力のある農業を目指します。



3.商業の振興

【現況と課題】

本村商業の様子は、大型ショッピングセンターが国道431号沿いに開店し、大きく変わってきました。これまで米子市内への買い物一辺倒だった周辺市町村の消費者が来村されるなど、立地上の優位さもあり、活発化しています。

この流れを有効に利用し、本村商業の振興を図る必要がありますが、国道431号沿いは、市街化調整区域であるとともに農業振興地域でもありますので、都市計画、農業振興計画と調整しなくてはなりません。

【施策】

①土地利用計画との調整

本村商業の中心は、大型ショッピングセンターを核とした国道431号沿いに移ってきました。買い物客の流れの変化から、さらに商業地として注目されており、さらに店舗等増えてくるものと考えられますが、本村の土地利用の計画と十分に整合させながら、振興を図ります。

②小口融資等による支援

既存の商店等、景気低迷の中で厳しい状況であり、商工会を通じ、小口資金、中小企業設備金など金融支援を継続します。

4.工業の振興

【現況と課題】

本村の工業は、王子製紙米子工場とその関連企業を中心としており、それぞれの企業で安定経営に努めています。

王子製紙関連企業では、王子製紙の景気動向

に左右されるため、王子製紙一辺倒の経営から脱却し、他方面との取り引きによる安定経営も図られています。

【施策】

①既存事業所への支援・指導

市街化区域の工業・準工業地域において、一般住宅との混住となっており、騒音や作業車の路上駐車等のトラブルが発生した経緯もあります。今後、新規の参入は景気の低迷や依然として用地費が高いことなどから期待しにくいのが実情ですが、既存事業所への支援・指導に努めます。

②小口融資等による支援

第4章 自然を守り住みよい郷土をつくろう

目指す村の姿

- ・自然と調和するやすらぎの村
- ・快適で次代にほこれる土地利用
- ・循環型社会と環境にやさしい暮らし
- ・みんなで守り支えあう、安全・安心の村

私たちが、健康で文化的な生活を営むためには、自然、風土と調和のとれた生活環境の整備を進めることが大切です。

本村は、他に先駆けて下水道の整備に取り組み、全域の整備が完了しています。河川等の公共用水域の水質保全、そして衛生面からも大きく改善されるなど、生活の高度化がなされました。さらに人口増を見込んで、処理場の増設に取り組み、平成11年度完了しました。今後、適正な維持管理と利用マナーの向上を図る必要があります。

国道431号の開通や沿線の活性化により、本村の交通事情は大きく変り、自動車交通の利便性が向上した一方、交通事故の多発が懸念されます。また生活道についても往来が頻繁となり、安全対策面からも道路幅の拡張や歩道等の整備が課題となっています。

そして、安心・安全な生活を確保するため、

防災対策、防犯対策、交通安全対策など、施設整備とともに村民一丸となった取り組みをしなくてはなりません。

また、海岸線の黒松林を活かし、自然に親しみながら、レクリエーションやスポーツのいこいの場として、海浜運動公園を整備してきました。テニスやゲートボール場に加え、キャンプ場の整備が進み、最近では県外からの利用客が増えています。また、多目的広場等においてターゲットバード・ゴルフなど軽スポーツの愛好者の場として訪れる団体・グループも多く、賑わいを増してきました。

地球環境の保全が人類共通の課題となっており、「持続可能な開発」という視点にたって、すべての人が意識や生活の転換を行い、環境にやさしい地域づくりに取り組む必要があります。

1.土地利用計画の推進

【現況と課題】

私たちの村は、全域が都市計画区域であり、市街化区域と市街化調整区域に分けられています。そして、市街化調整区域はすべて農業振興地域であり、それぞれの法の規制を受けています。

しかし、中国横断自動車道の開通や国道431号の開通にともない、また、周辺を米子市に囲まれているという立地条件のなかで、本村の土地に対する需要は高くなっています。特に国道431号沿線については、大型ショ

ッピングセンターを核とした商業区域が出現し、今や本村は、県西部はもちろん、島根県東部からの集客地となり、賑わいのある地域となりました。さらに、国道431号沿線には「沿道サービス」のための施設が連なりつつあり、今後はその均衡ある開発が求められています。

このようななか、「次世代に誇れる住みよい村の姿の追求」「自然と調和のとれた土地の有効利用」を目的に、村民公募委員も交えた委員会を中心に協議を重ねて「日吉津村土地利用計画」を平成18年1月策定しました。こ

の計画の実現にあたっては、法的な規制や公共的に投資する財源の確保、利害の調整など、様々な課題、克服すべき大きな壁があるのが実情ですが、日吉津村の目指す方向性と将来目標を定めたものとして、その実現に努めていきます。

また、今吉と海川新田の地区では、田園土地画整理事業が完成し、営農条件と調和のとれた良好な住宅地が整備され、転入された新築住宅が立ち並んでおり、本村の人口増加に大きく寄与しています。

【施 策】

①土地利用計画の実現

村の将来目標を定めた土地利用計画の実現をめざし、良好で均衡あるむらづくりを進めます。

②快適な住環境整備

住宅地については、のどかな田園風景や自然環境と調和した、快適な住環境の整備に努めます。

2.公園の運営・整備

【現況と課題】

私たちの生活のなかで、「やすらぎ」「ゆとり」は快適な生活を送るうえで大切なものです。そのやすらぎを提供するもののひとつが公園です。

特に、近年の余暇時間の増大とともに、レクリエーション活動に対するニーズが高まっています。それに合わせ、海岸付近にコースタル・コミュニティ・ゾーン整備計画の一環として、海浜運動公園を計画し、テニスコート・ゲートボール場・多目的広場・キャンプ

場・バンガロー・芝生広場の各種施設を整備してきました。しかし、財政事情の厳しさか



ら、建築整備については、現在休止しています。

また、日野川河川敷には国土交通省の協力を得て、河川敷運動広場として、野球場・サッカー場などを整備し利用してきました。そ

してさらに「水辺の楽校」が整備され、今後本村に移管されます。日野川河口の自然に親しみながら、動植物の観察やスポーツ・レクリエーション活動、体験学習など、幅広く利用促進を図ります。

【施策】

①親しまれる公園づくり

海浜運動公園の活用をすすめ、村民のいこいの場として、子どもからお年寄りまで、親しまれる公園、体験学習・交流の場づくりに努めます。

②地域活性化を目指した施設利用

キャンプ場、とくにバンガローの利用など、県外からの集客も期待できる施設の活用により、地域の活性化を目指します。

③適正な施設管理

河川敷の施設もあわせ、当面は、老朽化した施設や、整備してから長期間経過した施設を、利用者のニーズをふまえながら、必要により補修または修繕を行い、適正な管理運営に努めます。

3.道路の維持・整備

【現況と課題】

従来の道路整備は自動車交通の確保を至上としており、自転車、歩行者のための余裕ある幅員は、幹線道路以外ではあまり考慮されませんでした。しかし、村内の交通事情は近年、一気に都市化しており、幹線の車の往来はもちろん、集落内の生活道路や農道に至るまで、大変激しく、危険を感じる状況となっ

ており、道路の改良や歩道等の整備、安全対策の充実が求められています。

なお、長年の懸案であった県道日吉津伯耆大山停車場線の一部区間の拡幅工事が、関係者の理解により完成し、児童・生徒の通学時の安全面で大きく前進しました。

【施策】

①主要幹線道路の改良

交通量が急増している村道温泉線の後池橋について、通行車両の安全面からも関係協議を重ねながら、架け替え工事を行います。また県道日吉津伯耆大山停車場線の沿線は、まだ改良すべき箇

所もあり、引き続き整備に努めます。村道環状線をはじめ、その他主要幹線道路の改良に努めます。

②生活道路の改良と歩行者等保護

自転車も通行可能な歩道の整備を進め、安全性の確保に努めます。また集落内の道路は、幅員も狭く、通行に支障をきたす箇所もあり、交差点の角切り等により個別改良を進めるよう努めます。

4.下水道の維持・普及

【現況と課題】

全国に先駆けた下水道の整備により、村内全域が完備され、96%の世帯において水洗化されています。さらなる水質保全や生活環境の改善を目指し、一層の水洗化率の向上が求められています。

さらに、下水汚泥の有効利用促進のため、またリサイクルの観点から、南部町・大山町

との共同により、コンポスト化施設を設置し、普及事業に取り組んでいます。

(ジャスコショッピングセンターなど、大規模な事業所及び整備計画区域外の新規事業所等においては、合併浄化槽の設置による適切な汚水処理を指導しています。)

【施策】

①全戸加入の推進

一層の環境衛生の推進等のため、水洗化の普及に努め、1日も早く全戸加入が達成されるよう推進します。

②施設維持と費用の節減

維持管理上、大きな経費となる脱水汚泥を少なくするため、汚泥の減量化に努めるなど、コスト低減を目指し、設備の充実を図ります。また、耐用年数を大きく過ぎて使用している移動脱水車は更新を計画するものの、処理場施設については老朽化による更新時期を少しでも先に延ばせるよう、利用マナーの向上の啓発に努めます。

下水汚泥から作られたコンポスト「西伯みのりの素」の普及に努め、下水汚泥の有効利用を図り、リサイクルを行います。

5.廃棄物処理・リサイクル

【現況と課題】

ゴミ処理について、可燃物は、米子市リサイクルセンターで焼却委託処理、不燃物は、西部広域行政管理組合で委託処理、資源ごみはリサイクル業者等に委託し処理をしています。

ゴミの分別収集については、平成7年度から各自治会にリサイクルハウスを設置し、実施しています。資源保護を推進するために、分別方法を細分化しながら進めていますが、村民の意識の高まりとともに、定着しつつあります。しかし、まだ、可燃物・不燃物の中に資源ごみが混入している場合が見られます。

また、平成16年度からゴミ袋の有料化を実施していますが、リサイクル量は増加してものの、ゴミの全体量の減少とはなっていません。今後は、生ゴミをはじめとするゴミ

の減量化に一層取り組まなければなりません。

また、日野川河川敷運動公園から日吉津海岸までの区域が「環境美化促進地区」に指定されており、特にきれいにしなければならない地区となっています。しかし、近年、ゴミの散乱がひどく、景観も損ねるなど問題となっており、より一層の不法投棄防止の対策を講じていかなければなりません。



【施 策】

①分別収集の推進

分別収集が村民・各家庭に概ね定着してきましたが、まだ完全ではないため、有効で村民の皆さんの協力が得やすい方法を工夫しながら、啓発活動し、リサイクルの推進を図ります。

②ゴミの減量化の推進

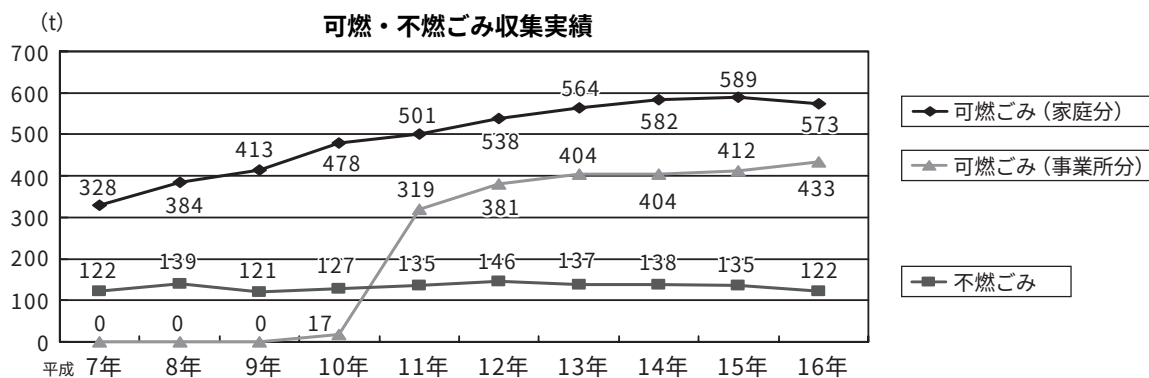
現在実施している各世帯への生ゴミ処理機購入助成を推進し、生ゴミの減量化を進めるとともに、ゴミ減量化推進委員を中心に「ゴミの減量化を考える検討委員会」を開催しながら推進します。また、村全体の減量化等の目標値を設定し、村民の理解と協力により、その達成を図ります。

③不法投棄の防止

家電リサイクル法^{*}の施行等により、廃棄処理経費が必要となった対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコン等）の不法投棄が増加することも念頭におきながら、不法投棄防止の取組みを実施していきます。

*家電リサイクル法とは、テレビ、エアコン、洗濯機、冷蔵庫、パソコン等の家電製品の廃棄処理を促進し、資源の有効利用を図るための法律である。

図4-1



【リサイクルの状況】 図4-2

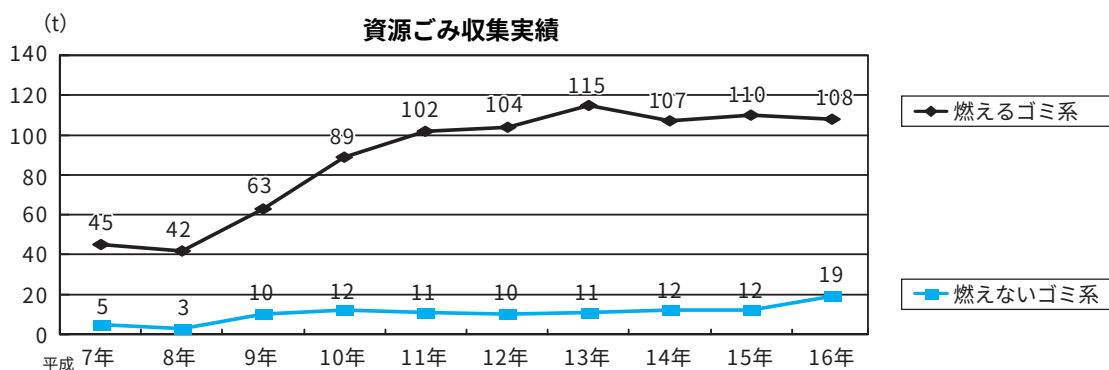


図4-3

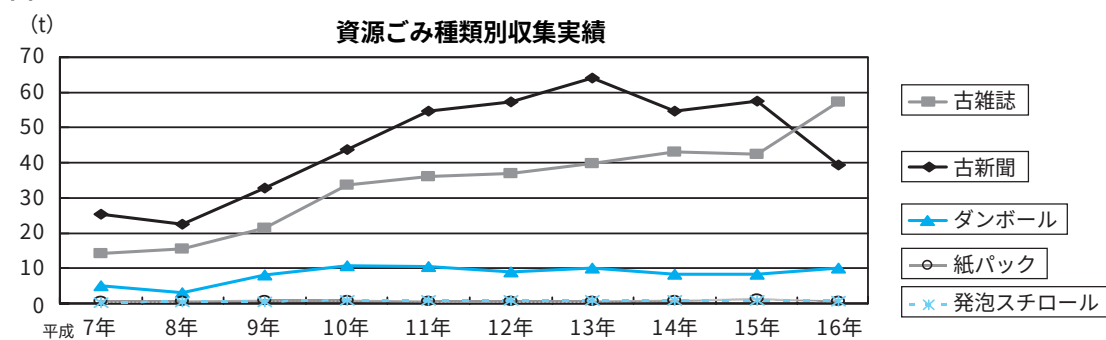
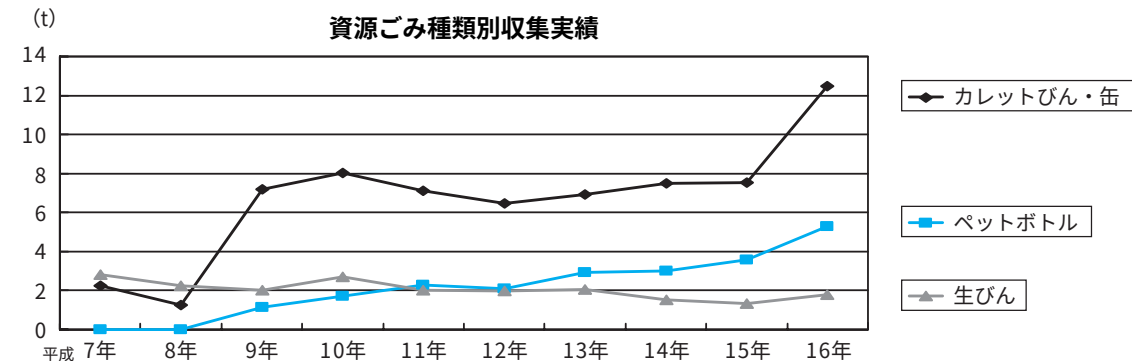


図4-4



6.環境にやさしい暮らし

【現況と課題】

私たちは大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動や利便性重視の生活に慣れてしまい、環境にやさしい暮らしをすることは容易ではありません。

しかし、平成10年12月に京都で開催された地球温暖化防止国際会議において、日本は2010年には1990年と比べ、CO₂（二酸化炭素）を5%削減するなど、達成目標が掲げられており、私たち一人ひとりが、生活スタイルを見直さなければならなくなっ

ています。

各自が環境に対してどれだけ負荷をかけているかを認識し、日常生活のあらゆる場面において注意をし、実践を積み重ねていくことが必要です。

ダイオキシン[※]や環境ホルモン[※]など環境汚染化学物質による人や動植物への影響、大きな危険性が明らかとなり、これらへの対応は危急の課題となっています。

【施策】

①環境問題への関心

地球環境にやさしい生活を目指し、幅広い環境問題について学習し、関心を深める啓発活動を実施していきます。（省エネ対策、ダイオキシン・環境ホルモン対策、オゾン層保護、酸性雨対策など）

②野外焼却の禁止

ダイオキシンの発生源となるビニール等の野外焼却禁止等について、啓発活動を徹底します。

③環境美化の推進

海岸等での清掃活動に、村民の皆さんの協力や参加を呼び掛け、環境問題への実践活動につなげていきます。

④行政機関の取り組み

役場等、行政機関においては、住民の模範となるべく、庁舎内における推進体制を強化します。



※ダイオキシンとは、燃焼や廃棄物の処理過程で発生する有害な化学物質の総称。環境ホルモンとは、生物のホルモン系を乱す作用を持つ化学物質の総称。

7.公害の防止

【現況と課題】

村では、王子製紙やジャスコとの間に結ばれた環境保全協定により、その目的達成のため調査活動を続けており、協定を遵守するよう働きかけています。

また市街化区域内の工業地域においては、

住宅と工場の混在化のなかで、また国道431号周辺では夜間の交通等による騒音等の問題が生じており、必要に応じて対応をしています。

【施策】

①環境保全協定の遵守

王子製紙やジャスコとの環境保全協定については、今後も調査活動の充実を図り、より適切な行政指導を推進していくとともに、地球規模で呼びかけられている自然環境との調和を大切にしたい。

表4-1 公害規制基準

【大 気】

○ばいじん

施設名	許容値
1号ボイラ	0.15 g/m ³ N
2号ボイラ	0.18 g/m ³ N
8号ボイラ	0.17 g/m ³ N
9号ボイラ	0.17 g/m ³ N
10号ボイラ(RPFボイラ)	0.08 g/m ³ N
石灰キルン	0.13 g/m ³ N
スラッジキルン	0.08 g/m ³ N

○硫黄酸化物総排出量 140 m³N/h

○塩化水素

施設名	目標値
10号ボイラ(RPFボイラ)	700 mg/m ³ N

【水 質】

項目	許容値
水素イオン濃度(pH)	5.5 ~ 8.5
化学的酸素要求量(COD)	日間平均 87 mg/ℓ
	日間最大 105 mg/ℓ
浮遊物質質量(SS)	日間平均 50 mg/ℓ
	日間最大 60 mg/ℓ

【騒 音】

時間区分	北側	東側
午前6時～午後10時	70 dB(A)	65 dB(A)
午後10時～翌日午前6時	65 dB(A)	60 dB(A)

【振 動】 60dB

○窒素酸化物

施設名	許容値
1号ボイラ	130 ppm
2号ボイラ	190 ppm
8号ボイラ	180 ppm
9号ボイラ	150 ppm
10号ボイラ(RPFボイラ)	140 ppm

○ダイオキシン類

施設名	目標値
スラッジキルン	1 ng-TEQ/m ³ N
10号ボイラ(RPFボイラ)	0.1 ng-TEQ/m ³ N

【悪 臭】

○工場敷地境界線における悪臭物質濃度

悪臭物質名	許容値
メチルメルカプタン	0.005 ppm
硫化水素	0.1 ppm
硫化メチル	0.01 ppm
二硫化メチル	0.009 ppm

○排水水における悪臭物質濃度

悪臭物質名	許容値
メチルメルカプタン	0.007 mg/ℓ
硫化水素	0.05 mg/ℓ
硫化メチル	0.3 mg/ℓ
二硫化メチル	0.03 mg/ℓ

(以上、平成10年10月27日締結 環境保全協定より)

働きかけをしていきます。

②その他の苦情への指導

市街化区域工業地域や国道431号沿線での騒音など、様々な苦情に対しては、互いの立場や状況を理解しあい、配慮や調整が出来るよう努め、必要に応じて調査、監視指導していきます。

8.消防・防災体制と国民保護

【現況と課題】

気象の変化などで、集中的な豪雨による災害が発生したり、平成12年の鳥取西部地震、そして平成16年には新潟中越地震が発生し、どんな災害がいつ発生しても不思議ではない状況です。災害発生時に迅速かつ的確に対処するためには、常日頃から消防・防災体制の充実を図っていくことが重要であることはいうまでもありません。

地域防災計画については、見直しを進めているところですが、防災計画の見直しにあわせ、地域防災の災害対応マニュアルを作成する必要があります。

併せて、災害時の被害軽減のためには地域

の避難マニュアル等を協働でつくり災害に備えるとともに、自主防災組織を育成し活動を支援する必要があります。

また、平成16年に制定された国民保護法により、住民の生命、身体及び財産を武力攻撃事態等から保護するために、市町村にも「国民保護計画」及び「避難マニュアル」の策定が義務づけられました。本村でも現在、計画を策定中です。この完成後は、計画をより具体的にするための避難マニュアルを作成し、普及・啓発に努めるとともに、情報伝達訓練及び実動訓練を実施していくことが求められています。

【施策】

①地域防災計画の具現化とマニュアルづくり

地域防災計画の見直しを引き続き進めます。また災害時の具体的な行動を想定したマニュアルづくりを行います。

②災害に備える体制の整備

非常用食糧、生活必需品物資などの備蓄とその保管場所の確保、避難場所に指定されている公共施設の耐震調査及び補強などの必要な対策に努めます。

③自主防災組織の育成と訓練等の実施

自治会等と連携し、自主防災組織や各種のボランティア組織の育成・支援に努めます。また、関係機関団体と連携を図りながら、防災訓練を行い、災害時の的確かつ迅速な対応ができるように

努めます。

④消防団等防火体制の充実

消防団員の確保をし、訓練等を通じ火災時の対応力の向上を図るとともに、地域・自治会等との連携を深め、防火意識の高揚に努めます。

⑤国民保護法に基づく村民の安全対策

テロ等武力攻撃事態に対し、住民の避難活動をいかに行うか、関係機関と連携して行う避難誘導等の手順を定めた「避難マニュアル」を作り、計画の推進をしていきます。また、それらに基づいて図上訓練及び実動訓練を行い、避難行動の確認と啓発活動を行ないます。



9.交通安全対策

【現況と課題】

車社会の急速な進展とともに、交通安全対策は、人の生命に直接関わる問題として、ますます重要な課題になってきました。

全国的な交通事故の状況は、死者については、ここ数年減少する傾向にありますが、事故発生件数は逆に増加しており、特に高齢者が事故に遭うケースが目立っています。

本村の場合、国道431号沿線への商業施設等の進出により、幹線道路はもちろん生活

道路の交通量も大幅に増え、それとともに交通事故が多発しています。

本村での死亡事故は、平成8年以来発生していませんが、人身事故は平成14年に33件、平成15年に41件、平成16年に43件と年々増加している状況であり、交通安全施設の整備はもちろんのこと、交通安全意識をより一層普及・啓発していくことが急務となっています。

【施策】

交通安全協会を軸に、警察、学校、父母の会等の関係機関と連携をとりながら、各種施策を推進していきます。

①主要道路、とくに通学路を中心とした交通安全施設の整備

- ・ 通学路への横断旗の設置
- ・ 交通安全施設の点検

②各年代に応じた交通安全教育の推進

- ・ 朝の通園、通学時の街頭指導
- ・ 保育所、小学校等を対象にした交通安全教室
- ・ 高齢者を対象とした交通安全教室

③交通安全運動の積極的な推進

- ・ 年4回の交通安全運動での街頭広報等による啓発

10.安全・安心のむらづくり

【現況と課題】

私たちの暮らしや地域社会が都市化し複雑化するなか、犯罪を抑止する機能が低下していると指摘されています。各地で痛ましい事件が発生しており、本村周辺でも悪質な声かけや空き巣・窃盗事件などが発生しています。本村には、警察官駐在所が村の中央に設置され、防犯協議会が組織されるなどして、各種の防犯活動や意識啓発に取り組まれています。これで十分という状況にはありません。

近年、全国的な犯罪の凶悪化等を背景に、安全性の確保の面からも、改めて地域ぐるみの活動や地域コミュニティ[※]の活性化が叫ばれています。安全で平穏な地域社会はみんなの願いです。防犯意識の高揚や体制の充実を総合的に進める必要があるとともに、子どもや

高齢者、女性等に対する安全対策が急務となっています。

そこで、日吉津小学校では校舎の大規模改修工事に伴い、校内5箇所から直接110番通報できる「非常通報システム」を県下に先駆けて導入しました。また全児童に防犯ベルを配布しています。箕蚊屋中学校校区では、昨年よりPTAや公民館などを中心に「地域安全協議会」が結成され、ボランティアによる「青色回転灯地域安全パトロール」が実施されています。さらに小学校PTAの呼びかけで「日吉津村こどもの安全見守り隊」が結成され、下校時の通学路周辺で見守り活動や巡回パトロールが行われています。

【施策】

①防犯ネットワークづくりの推進

地域ぐるみで推進するために、役場、駐在所、各機関・団体などがそれぞれの立場で連携しあいながら、危険情報の共有化やネットワーク化を図ります。

また、地域・防犯組織、青少年団体、PTA、家庭等、住民の理解と協力のもと、地域の安心・安全に向けた体制づくりを進めます。

②防犯意識の高揚と防犯活動の促進

駐在所や防犯関係団体・組織等との連携のもと、広報誌や各種イベント等を通じて防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの暴力追放や青少年の非行防止活動など各種防犯活動を促進します。



③安心・安全のコミュニティづくりの推進

地域のコミュニケーションが活性化し、温かい声かけができたり、顔見知りの関係が生まれることが、こどもの安全や防犯への大きな一歩と言われています。一人ひとりが地域の課題に関心を持ち、それぞれ何らかの役割を果たしながら、地域の安全を地域で守る取り組みをすすめ、温かな関係や地域づくりを推進していきます。

④防犯灯等の整備

夜間の防犯や安全性確保のため大きな役割を果たす防犯灯は、各集落の必要な箇所に配置しています。しかし、住民ニーズの多様化や犯罪への不安増加により、毎年増設要望が寄せられており、優先性を検討しつつ整備に努めます。

※このページに掲載されている写真は、すべてイメージ写真です。

第5章 進んで学び、明日の文化を築こう

目指す村の姿

- ・コミュニティを活性化し、暮らし甲斐を高めあう地域
- ・風光明媚で、個性と魅力あふれる村
- ・交流・連携により、キラリと光るむらづくり

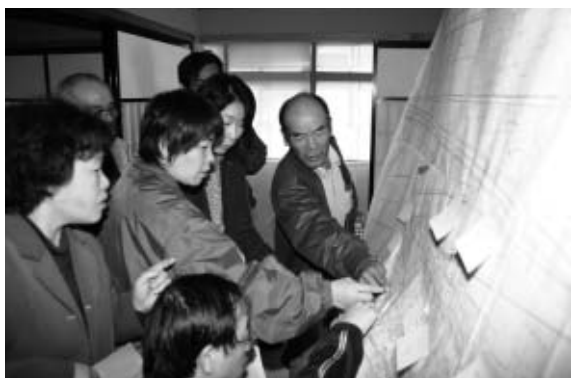
私たちの村、日吉津村は、先人の努力により、小さいながら豊かで、恵まれた村として、発展してきました。

そして、今日、21世紀を迎え、明治維新以来の改革といわれる地方分権の時代となり、新たな村づくりが求められています。長らく続いた国の中央集権的システムは見直され、国・県・市町村が対等な関係となりました。また、従来の行政主導やピラミッド型のシステムから、行政と民間・住民が対等・共生・協力の関係に変わりつつあります。村行政はもちろん村民一人ひとりが、従来の発想や観念にとらわれず、時代の潮流を踏まえ、柔軟

な発想を身につけながら、自ら村づくりに参加・参画していくことが大切です。

とりわけ本村においては、一層の都市化が進み、交通アクセスの利便性などから、西部地区の玄関口であり、ひとつの核となりつつあります。一方で、市町村合併に対し県下唯一の村として存続を決定した本村は、これまで以上に、知恵を出し合い、自立や活力を求めて地域力を高めていく必要があります。私たちは、常に広い視野を持ち、互いの生活のあり様や価値観、考え方を尊重しつつ、交流や連携をもとにその特性を活かした活性化を図りたいと考えます。

また、今日の多くの課題を克服していくためには、地域コミュニティの役割や機能を見直し、地域に暮らすみんなが地域づくりに参加することが必要です。そして、地域にそれぞれの力を発揮しながら、連帯感を培い、地域での暮らし甲斐を高め、新しい地域生活文化の創造を目指したいものです。



1.新しい地域創造・コミュニティづくり

【現況と課題】

本村はますます都市化しており、村民の生活や意識は多様化しました。ほとんどの家庭が村外への勤労者世帯であるとともに、村外から転入された家庭も多く、田園地帯にあっても、すでに農業を核とした農村社会から、都市型社会へ大きく変化しています。そして、それぞれすれ違いの関係のなかで、コミュニケーションをとりあう機会がづくりにくくなっています。

しかし、少子高齢社会における地域福祉や青少年育成、自然環境の保全や景観づくり、環境問題への取り組み、災害時の対応・危機管理、そして子どもの安全・防犯体制など、今日的なあらゆる課題において、地域の果たす役割は重要であり、住民同士の面識ある社会が必要だと言われています。

また、これらは、個人の力だけで解決は不可能で、行政主導による施策だけでも克服は困難な課題です。そこで、各種の団体、特に自治会活動や地区公民館活動に期待するところは絶大です。誰もが心やすらぎ、暮らしやすい村づくりのため、私たち一人ひとりが互いに尊重し合いながら、新しい地域コミュニティの創造に向けて取り組む必要があります。

本村は7つの自治会に分けられており、いずれも比較的新しい公民館が設置され、それぞれ地域活動の拠点となっています。自治会は、

従来から住民個々のくらしや相互の親睦、地域の活性化に大きな役割を果たしています。新たな地域課題が発生している今日、多様な価値観のなかで、地域が連帯して課題を解決していくために、本村では地域（自治会）ごとの「コミュニティ計画づくり」を提案しています。すでに「暖談塾」「今むらおこしの会」「見守りコミュニティ推進委員会」などの推進組織を立ち上げ、地域なりの課題やテーマについて話し合い、取り組まれています。また、村社会福祉協議会の呼びかけによる「小地域福祉活動推進事業」とも連携させ、統合させながら取り組まれています。役場としては、職員各3名を「支援スタッフ」として位置づけ、村社会福祉協議会からも職員各1名を担当とし、それぞれ地域の推進委員会等に参加しながら、住民と協働のむらづくりを模索しています。



【施策】

①コミュニティ計画づくりの推進

分権時代に相応しい地域づくりを進めるために、一人でも多くの村民が、地域コミュニティに関心をもち、自らの問題として見直す取り組みとして、自治会毎の「コミュニティ計画づくり」を推進します。従来からの自治会組織は、依然重要であり、大きな役割を果たしていますが、地域課題が拡大する中で、コミュニティ計画づくりを通じて、地域人材の掘り起こしを行うとともに、むらづくりへの新たな参加・参画につながることを期待し、地域の課題解決能力が高まるよう支援します。

<コミュニティ計画とは>

1、地域住民が、自ら考え、自ら創る「地域づくり計画」です。

少子高齢化など様々な現代的な課題があるなかで、地域の5年後、10年後を考え、智慧やアイデアを出し合って創る地域の将来計画です。

2、地域住民にとってのルールブックであり、地域参加の手引きです。

地域のルールを見直したり、様々に取組まれている地域活動の主旨を再確認し、それを共有（計画書として配布）することで、誰もがその地域を理解し、「暮らし甲斐」を感じながら、地域活動に参加できるよう、その手引きとしての役割を目指すものです。

3、村民誰もが、日吉津村のむらづくりに参画いただくための第1歩です。

今後の村づくりに、村民の皆さんの参画や協働を得るための第1歩とし、地域で話し合いふれあう、そしてそこに役場職員の「支援スタッフ」が関わり、村民ニーズの把握や情報提供に努めることで、結果として村の施策づくりに参加・参画することにつながります。地域の課題整理を受けて、村総合計画をはじめ村の各種計画等に適正に反映させていくことが期待できます。

②自治会公民館の積極的活用

地域のコミュニケーションづくりの場として、自治会公民館をはじめとする各施設の積極的活用を促進します。そして、各自治会における世代間交流や子ども育成活動、高齢者等への福祉活動を助長します。施設のバリアフリー化や広場の活用など自主的な改善への支援に努めます。



※本計画は、日吉津村の未来を創るための基本計画であり、具体的な施策の実施は、関係機関との連携・協働によるものとします。

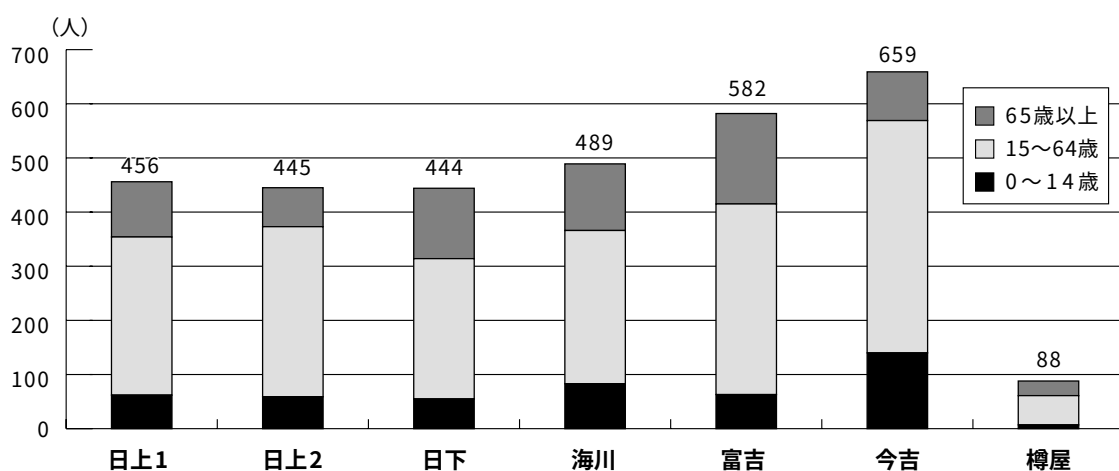
参 考 【地域の現状と課題】

わたしたちの暮らしには、様々な新しい課題があります。しかしその多くは地域で連携し取り組む必要があるものです。例えば、子どもの安全や防犯対策、防火・防災、高齢者の見守りや支えあい、地域の環境美化や自然環境の保全など、地域みんなで協力し合うべき課題です。また地元の文化伝承活動や長年続けているイベント・交流事業、各種団体の活動なども、地域の実情や変化に対応しながら、一度よく点検し、見直して見る必要があります。

従来から、各自治会では、様々な取り組みがなされています。地域住民が知恵やアイデアを出し合い、協力して取り組むことは、その取り組み自体がお互いの面識を深め、地域での暮らし甲斐を高めることにつながります。

村総合計画のスローガンである「一人ひとりが輝き 夢はぐくむむらづくり」を実現するためには、地域の役割は大きいことから、以下のとおり地域・自治会毎の現状と課題、特徴的な取り組み、そして今後の方向性について、概略を記載します。

【各自治会の年齢3階級別人口】



(単位：人)

自治会名	世帯(戸)	人口	男	女	0～14歳	15～64歳	65歳以上
日上1	136	456	216	240	62(13.6%)	292(64.0%)	102(22.4%)
日上2	143	445	216	229	59(13.3%)	314(70.5%)	72(16.2%)
日下	131	444	210	234	55(12.4%)	259(58.3%)	130(29.3%)
海川	141	489	218	271	83(17.0%)	283(57.9%)	123(25.1%)
富吉	133	582	264	318	63(10.8%)	352(60.5%)	167(28.7%)
今吉	187	659	307	352	140(21.2%)	429(65.1%)	90(13.7%)
樽屋	21	88	39	49	7(7.9%)	54(61.4%)	27(30.7%)
計	892	3,163	1,470	1,693	469(14.8%)	1,983(62.7%)	711(22.5%)

(平成18年1月現在 住民課資料)

自治会名	現状と課題	特徴的な取り組み	今後の方向性
日吉津上1区 (ひえづかみ1く) 人口 456人 世帯数 136戸	従来からの村内の幹線道路沿いに密集し連たんした住宅地である。神社や寺もあり、地理的にも、日吉津村の中心的位置にある地域。近年相当、高齢化しつつあり、高齢者世帯も増えている。	5月はチマキづくりと周辺ハイキングなど、8月には「やんちやご祭り」（夏祭り）など、子どもを対象に、地域ぐるみのイベントを開催している。また「植栽委員会」を中心に、手作り花壇「アンネのバラ」を生育している。	・自治会公民館に、子どもからお年よりまで日常的に集いふれあう、そんな地域風土や運営システムを醸成したい。 ・消火栓操作の徹底など、地域防災への住民の関心を高めたい。
日吉津上2区 (ひえづかみ2く) 人口 445人 世帯数 143戸	昭和40年以降、王子製紙の東の市街化区域に転入した勤労者（非農家・核家族）世帯が多い。昭和56年日吉津上から分かれ2区として自治会結成。今後、高齢者世帯が急増することが予想される。製造業等の事業所も多く、住民との混住となっている。	平成16年、記念誌「20年のあゆみ」を作成した。公民館横に小グラウンドを整備し、世代間交流やレクリエーション、子どもの遊び場として活用している。若年高齢者による「ほのぼの会」や中高年男性による自主防災組織を結成。	・「みんなで育てよう、上2の和」をスローガンに「見守り」「世代間交流」など様々なテーマについてコミュニティ活動を進める。 ・自主防災組織の活動を推進し、安全・安心を確保する地域システムを作りたい。
日吉津下 (ひえづしも) 人口 444人 世帯数 131戸	旧国道沿いに、密集した街並みがあり、歴史を感じさせる旧家住宅もある。かつての小学校跡地に整備された村営住宅を含んで、高齢化が進んでいる。高齢者は仲良し会、元気の会などに所属し、活動に取り組まれている。	近年、有志による「日よし下口応援団」が結成され、自治会活動を応援しつつ、運動会の応援合戦や芸能大会への出演などユニークな演出で盛り上げている。また納涼盆踊り大会や豊年祭りカラオケ大会など開催し、地域の活性化と親睦を深めている。	・集合住宅の建設が相次いでおり、入居者と地域とのつながり・調整をいかに図るか、検討したい。 ・防火などへの関心は高いが、いざという時の体制は弱いので、自主防災における組織化、体制強化を図りたい。
海 川 (かいがわ) 人口 489人 世帯数 141戸	農家が多く密集した農村集落と、国道を挟んだ北に、新田地域があり、近年新しい住宅が立ち並んできた。ジャスコをはさむ形で、集落が分かれており、公民館も2箇所ある。ジャスコ周辺の交通安全対策、西川（海川排水路）の美化などが課題となっている。	西川を中心とした花作りや美化活動に取り組んできた。「海川30代の会」を中心に「西川ふれあい祭り」が開催されるなどユニークな世代間交流事業を開催している。4月には、子どもからお年寄りまでレクリエーション大会を開催し、親睦を図っている。	・西川に関わるイベントや啓発に引き続き取り組む。特に今年からは、さけの稚魚を放流し、きれいな川に向けた啓発に着手している。 ・自主防災組織の結成と支えあい・見守りの体制づくりを図る。

自治会名	現状と課題	特徴的な取り組み	今後の方向性
樽屋 (たるや) 人口 88人 世帯数 21戸	世帯数は少ないが、概ね密集し、古くから各世帯間が顔見知りの関係が強い。子どもは少なく、高齢化しつつある。昨年からは、子ども会活動は、隣接する富吉地区へ合流して行われている。	地域を流れる用水路（新川）を利用した「鯉の住む地域づくり」に取り組んで、大いに注目され活性化していたが、コイヘルペスの影響から、現在は止む無く中断し、菖蒲の花作りに取り組んでいる。	・新川を中心に、引き続き花づくりなど取り組み、地域住民の連帯感を深めたい。 ・集落周辺への住宅建設が可能となることにより、新しい世帯を加え活性化できないか、今後の大きな期待事項である。
富吉 (とみよし) 人口 582人 世帯数 133戸	板塀などの農家住宅が密集し、火災等防災上の課題はあるが、落ち着いたたたずまいのある集落。チューリップ農家も多かったが、高齢化とともに減少している。北部の農業振興地域に分家住宅の点在も。国道431号をはさみ、開発と保全、農業振興のバランスが課題となっている。	地域の西を流れるホレコ川を中心にした河川愛護・美化活動を行なっている。また、地域の歴史を感じさせるもの、信仰的な文化財も多くあるところで、他には珍しい「六角堂」を再建し、その前で盆踊りが行なわれている。	・「今むらおこしの会」による点検活動をもとに、「防災対策」「安全・防犯」「歴史文化財の見直し」を中心に、地域活動の活性化を図る。 ・地区住民へのコミュニティ活動のPRに努め、地域に対する声を集めていきたい。
今吉 (いまよし) 人口 659人 世帯数 187戸	海岸近くに点在していた集落に、近年新しい住居地が広がり、学齢期に差しかかった子どもが急増している。村道温泉線の通過交通が急増し、子どもの通学なども遠距離となることなどから、安全対策が急がれている。	いち早くコミュニティ計画の推進組織「暖談塾」を立ち上げ、小地域福祉活動と並行して、住民アンケートのほか、各班単位のつながりを重視し、懇親の場を設けるなど連帯感の醸成に努めている。夏祭りや運動会なども、賑やかに開催されている。	・自治会と「暖談塾」、小地域福祉活動の連携のもと、一層の地域の連帯感の醸成を図る。 ・チューリップマラソンや24時間リレーマラソンなど村を代表するイベントの開催地。花づくりやゴミ拾いなど、明るく美しい地域づくりに取り組みたい。



2.地域特性を活かした活性化

【現況と課題】

日吉津村は米子市近郊に位置し、国道431号や中国横断道などの交通網の整備により、県西部の玄関口になっています。さらに、大型ショッピングセンターを核にした商業区域の出現は、本村の風景を激変させるとともに、交流人口を一気に増やしました。

また、村の農村活性化構想の要として、第3セクターによるテナント経営を行っている物産館「新鮮市場」は、平成11年末オープンして以来、比較的安定した経営となっています。

このようなめぐまれた位置環境に加え、本村のイメージアップを担ってきたチューリッ

プを維持しながら、黒松林や砂浜が美しい海岸や海浜運動公園、隣接する日野川の恵みと河口の風景、秀峰大山の眺め、そして温泉などを有効に利用し、潤いに満ちた、活力ある地域づくりをすすめたいところです。

また、西部周辺の町村に先駆けて米子市のケーブルテレビ（第3セクター）の放送エリアとなった上に、専用チャンネルの運用をしています。比較的小さな財源により、村民への映像による情報提供や圏域の情報交流ができる、他には例の少ない環境を活かし、地域づくりへの関心や参加意欲を高めることが期待されます。

【施策】

①海浜運動公園の利用促進

村の木である黒松林が美しい海岸を利用した海浜運動公園は、財源等の問題から施設の拡充については現在休止しているものの、キャンプ場の利用や多目的な広場でのレクリエーション活動は大きく広がりつつあります。特に2棟のバンガローの利用は年間を通じてあります。周辺及び県外からのアクセスの良さ等から、将来に期待できる施設として、今後も活用につとめていきます。

②国道431号沿線を中心とした活性化

国道431号沿線の商業区域の良好な運営につとめながら、物産館の活用など一層の村の活性化につながるよう努めます。

③村内外に発信する活性化イベント

日吉津村をPRする効果をあげてきた各種のイベント、特にチューリップマラソンや日野川まつりイカダレースは村内外からの参加者を得て、交流と活性化の場となってきました。イカダレースは近年休止されていますが、「水辺の楽校」の整備を受けてあらためて日野川に親しみ遊ぶイベントの検討がなされています。



また、ふれあいフェスタも文化活動や健康づくりのみならず、フリーマーケットなどを通じ、村民の交流の場となっており、一層広がるよう進めていきます。

④ケーブルテレビ※を活用したむらづくり

ケーブルテレビの活用をすすめ、村民参加による番組づくりや情報発信について、進めていきます。

3.国際理解・交流と国内地域間交流

1) 国際理解・交流

【現況と課題】

本村の国際交流は、主に平成元年、村制100周年記念事業の一環として、チューリップに因んでオランダヒレゴム市との交流を機にその取り組みが始まりました。以来、数回にわたり村から訪問団を派遣し、欧州の文化や歴史を感じて帰りました。

また、従来から鳥取県の重要施策である環日本海交流に呼応して、近年は韓国への訪問をしてきました。平成13年4月からは、米子・ソウルの定期便の就航が始まり、益々海外渡航が手軽になりました。

これらの事業は従来は、国際交流基金の果

実をもとに、国際交流協会を窓口として取り組み、支援してきましたが、金融事情の変化や財政状況の厳しさの影響も受け、公的支援に限界があり、現在は国際交流協会を中心に国際理解・交流に取り組まれています。



【施策】

①国際交流協会等への支援と国際理解の推進

国際交流の推進にあたっては、国際交流協会の自主性に期待しながら引き続き交流事業等に取り組みます。また、村民の国際理解を進めるため講座を開催します。

②内なる国際化の推進と交流

今後韓国をはじめ、外国からの来村も増えることを見こんで、施設の看板表示に配慮するなど、内なる国際化に向けて努めます。

2) 国内地域間交流

【現況と課題】

これまで我が国の市町村では、県や国の指導を基本に地域づくりがなされてきました。そのため、一定レベルの施策の実施が出来たものの、一方ではやや画一的な地域振興が取り組まれ、地域の独自性や人材の養成に課題があったのも事実です。今日の地方分権はこのような形を変革するというねらいがありま

す。そこで、今後地域の可能性を高め、振興を図っていくために、国内の地域間交流に組み、交流・連携のなかで、地域力の向上を図る必要があるとされています。鳥取県においても、小さな県が地域を向上させていくためには、より積極的に地域間交流を行うよう方針が立てられています。

【施策】

①交流連携による地域力の向上

本村において、これまで国内の他の地域と交流してきた実績は多くありませんが、今後は交流人口の増加や交通の利便性等を踏まえ、住民自治の先進地との連携や民間地域間交流の推進を図っていきます。

鳥取県は、国内の他の地域と交流してきた実績は多くありませんが、今後は交流人口の増加や交通の利便性等を踏まえ、住民自治の先進地との連携や民間地域間交流の推進を図っていきます。

4.地域情報化と電子自治体の推進

【現況と課題】

情報通信技術のめまぐるしい進展とともに、まさに高度情報化社会が到来し、行政施策において、あらゆる場面において、情報化の推進が求められています。

本村では、このような情報化社会への対応を目指して、米子・境港テレトピア指定区域に編入し、平成12年4月、米子市のケーブルテレビ事業者「中海テレビ放送」（第3セク

ター）の放送エリアとなり、多チャンネル放送や本村専用チャンネルによる自主制作放送や村議会中継の放送を行っています。

また、役場内のオンライン化も進み、正確で迅速な事務処理につとめています。今後は、電子自治体[※]への体制づくり（電子申請、電子入札等）が求められます。

【施策】

①ケーブルテレビによる情報提供

ケーブルテレビの村専用チャンネルの放送体制の強化に努め、村民に親しまれる放送、参加できる番組づくりに努めます。

②電子自治体への体制づくり

行政サービスの電子化をすすめ、ホームページのアクセシビリティ（高齢や障害の有無にかかわらず、誰でもホームページを通じて情報が得られる環境）の向上を図り情報発信と情報開示、さらには電子自治体への体制づくりを進めます。

③個人情報の保護

個人情報に配慮し、情報セキュリティ[※]対策の強化に努めます。

第 4 部 計画の推進

- 1.分権自治と、参画・協働のむらづくり
- 2.広域行政・連合と関係機関協議
- 3.広報・公聴・情報公開と個人情報の保護
- 4.行財政改革と総合的・効率的な運営
- 5.財政の見とおし

1.分権自治と参画・協働のむらづくり

地方分権の推進のなかで、住民が自ら取り組む住民主権の地域づくりへの必要性、意識・関心が高まっています。

これまでも、本村では毎年新春の座談会を各自治会にて開催し、村政の方針について説明してきましたが、今日、村民の皆さんの各世代にわたり、多様で高度な行政ニーズを的確にとらえ実現していくためには、これまでの手法だけでは不十分な面があります。平成18年の行政懇談会では、「防災」をテーマに役場と地域住民の方が懇談する場を設けました。また、多くの課題解決について行政内や限られた村民の皆さんだけの検討、あるいは一方的な説明や広報だけでは困難であり、施策の効果も十分に期待できません。村は村民の皆さんに分かりやすい情報提供に努め、村民の皆さんのご意見を聞き、ともに考え工夫しながら、最終的に施策の選択や決定をしていくことが必要となっています。

平成15年度、市町村合併の検討や判断にあたって取り組んだ公募委員によるワークショップ「村民協議会」や18歳以上の全村民へのアンケート、公募委員と村外からの有識者を含めた「行財政検討委員会」、そして、県下で初めての条例に基づく「合併の是非を問う住民投票」などの取り組みは、本村のむらづくりを住民参画へ大きく前進させるもので

あり、内外から注目された村民の皆さんとの協働事業のモデルです。

本総合計画の見直し策定にあたり開催した「ひえづむらづくりフォーラム」も、幅広い村民の皆さんの自主的な参加を得、村民同士が互いの意見や思いに耳を傾けながら、発言しあい、理解しながら、主張するという、貴重な参加・参画の場です。このような手法で得られたご意見等をいかに反映していくか、今後の大きな課題ではありますが、今後の進化を目指しながら、むらづくりの基本となる手法として、引き続き開催していきます。

村民意見募集制度（パブリックコメント[※]）も、「土地利用計画」の策定にあたりはじめて導入し、本総合計画の見直しにおいても取り組みましたが、村民の皆さんの理解や関心を広げながら、今後も各種計画の策定などに実施します。

すでに取り組んでいるこれらの住民参画の手法を確立し、住民、地域、行政などが協働を基調に、自立した村政、むらづくりをすすめるため、さらに本村における多様な村民参画のあり方を模索しながら、村民主体による施策の企画立案や協議・決定のシステムを構築するため、「自治基本条例」の制定を目指し、検討組織を設置します。

2.広域行政・連合と関係機関協議

道路交通網の整備はもちろん、情報化の推進などにより、住民の生活圏は広域化しました。本村の多くの皆さんは米子市をはじめ村

外に働き、通学する方が圧倒的に多く、米子市のベッドタウン的な役割を担っています。そしてあらゆる課題が周辺との連携を必要と

するものとなっており、こうした状況から、様々な施策において広域行政や連携により実現したり、効果的に処理してきました。

従来から西部広域行政管理組合や米子市・日吉津村中学校組合を設け、消防、廃棄物処理・リサイクル、教育などの分野で効率的に処理・執行をしてきました。また、ゴミの焼却処理については、淀江町施設で共同処理をしてきましたが、米子市と淀江町の合併以降、米子市のクリーンセンターにて処理しています。

また近年、高度情報化社会の到来のなかで、本村を米子・境港テレピア区域のなかに位置づけ、平成12年より第3セクター（株）中海テレビ放送のエリアとなって、圏域の情報提供・交流に努めています。

そして、介護保険の導入にあたり平成11

年、4町村により南部箕蚊屋広域連合を結成し運営してきましたが、市町村合併により、旧溝口町についても伯耆町の一部として連合に加わっています。



次々と新しい時代の課題が生まれ、多くの施策が求められるなか、協調できる市町村が、共同で取組むことは効果的であり、今後一層必要性が高まってくると考えます。連携することによって、より質の高い施策の執行につながるよう、取り組んでいきます。

また、地方分権により対等の関係となった県や国、及び関係機関とも、新しい関係における連携・調整を図っていきます。

3.広報・公聴・情報公開と個人情報の保護

成熟した社会をよりよくするためには、住民と行政が信頼と理解の関係にたち、ともに取り組むことが必要です。そのためには、行政に関する住民の知る権利の保証と行政の説明責任の観点を踏まえ、公正かつ民主的で、開かれた行政を推進するよう、公文書を開示するシステムが必要です。

本村では、平成13年より、「情報公開条例」を制定し、新しい時代の重要な施策として取り組んできました。

あわせて、住民のプライバシー保護の観点から「個人情報保護条例」（平成13年10月施行）を制定しました。

しかし、多様化し複雑化する行政課題の克服や、村民と行政の参画と協働によるむらづくりをすすめるためには、あらためて広報活動の充実が重要であり、村民の皆さんに、正確で大切な行政情報を分かりやすく提供するように努めています。また、村民の皆さんの疑問や課題を的確に把握し、効率的な施策を企画立案するために、公聴活動の取り組みが重要です。これまでも村民の皆さんからのアンケート調査や行政懇談会等の開催などに努めてきましたが、今後一層の工夫のもと、本村ならではの広報・公聴活動を推進していきます。

4.行財政改革と総合的・効率的な運営

現在、国・地方とも厳しい財政状況にあり、行政運営の効率化と地方分権の観点から地方では市町村合併が進み、さらに道州制の議論も始まっています。特に国の三位一体改革に基づく交付税の縮減や補助金の見直しは地方に大きく影響を及ぼし、税源移譲については多くを期待できないのが、現状です。

少子高齢化の進展する社会に対応し、村民の皆さんの多様な課題に取り組むため、そして地方分権による新たな課題に対応するためには、常に行財政の点検を進めるとともに課題の克服に向けて取り組むための組織体制とすることが求められています。

本村では、平成15年度に行財政検討委員

会を設置し、行財政運営について様々な検討を踏まえ多くの提言をいただきました。その提言に基づき、「事務事業の見直し」等の改革を推進してきました。行財政運営の健全化を目指し、平成16年4月からは、下水道使用料・各公共施設の使用料等の改正、各種補助金の減額及び廃止、村長をはじめ職員の給与、議員・各種委員の報酬の減額などを実施してまいりました。

さらに、平成17年度、行財政改革検討委員会を設置し、「行財政改革大綱^{*}」及び「集中改革プラン^{*}」を策定し、今後の行財政改革の方針を示すとともに、継続的に取り組むこととしました。

(1) 行政運営

①集中改革プランの推進

「行財政改革大綱」と5年間の具体的な取組みを示した「集中改革プラン」に基づき、「事務・事業の再編整理」「指定管理者制度^{*}」の活用を含む民間委託の推進」「職員の定員管理の適正化」「給与の適正化」など、村民の皆さんとの協議や理解を求めながら進めて行きます。

②施策の評価と見直し

各種の事務事業について、常に費用対効果の比較や執行方法の点検、成果の客観的評価をし、事務事業の見直しを行います。

③迅速・適正な執行体制

多くの行政課題や村民要求に対し、迅速かつ適正に対応できる執行体制の整備、組織の効率化、事務の改善等を行います。

④職員の資質向上

すべての職員が地域公共サービスに取り組む意識の改革を行うとともに、政策の企画立案や執行能力、村民への説明能力の習得を目指し、資質の向上を図ります。

（２）財政運営

厳しい財政事情の中で、多様化・高度化する行政課題対応するために、これまで以上に財源の確保と変化に即した財政運営を図る必要があります。

本村の財政は比較的自主財源には恵まれています。王子製紙米子工場への依存度が高く、王子製紙の景気動向並びに設備投資動向

に大きく左右されています。近年新エネルギーボイラーをはじめとする積極的な設備投資が進められた結果、平成19年度までは固定資産税の増収が期待される状況です。国道431号沿線の大型ショッピングセンターは大きな集客力を持ち一定の税収効果をあげています。

①行政のスリム化による歳出の効率化

一般経費の節減や事務事業の見直しなど歳出の整理合理化を行い、限られた財源の計画的・効率的な運用を図るなどの財政運営に努めます。施策の実施にあたっては、その重要性、緊急度、投資効果などを踏まえ、優先順位を定めて計画的な執行を図ります。そして財源の有効かつ効率的な配分に努め、公平かつ健全な財政運営を図ります。

②固定資産税の税率アップと公平な課税・徴収

固定資産税については税率を、平成18年度1.5%、平成19年度以降1.6%と段階的に引上げることとします。また、歳入の中で大きな比重を占める村税については正確な把握と公平な課税・徴収に努めるとともに収納体制の強化を図ります。

③企業進出による税収確保への期待と新たな収入・財源確保

自主財源の確保のために、国道431号沿線を中心とした新たな企業の誘致が財政面からも期待されます。その他にも可能な限り、新たな財源確保に努めていきます。

④受益者等の適正な負担

使用料や手数料などについては受益に応じた負担となるよう適正化を進めます。

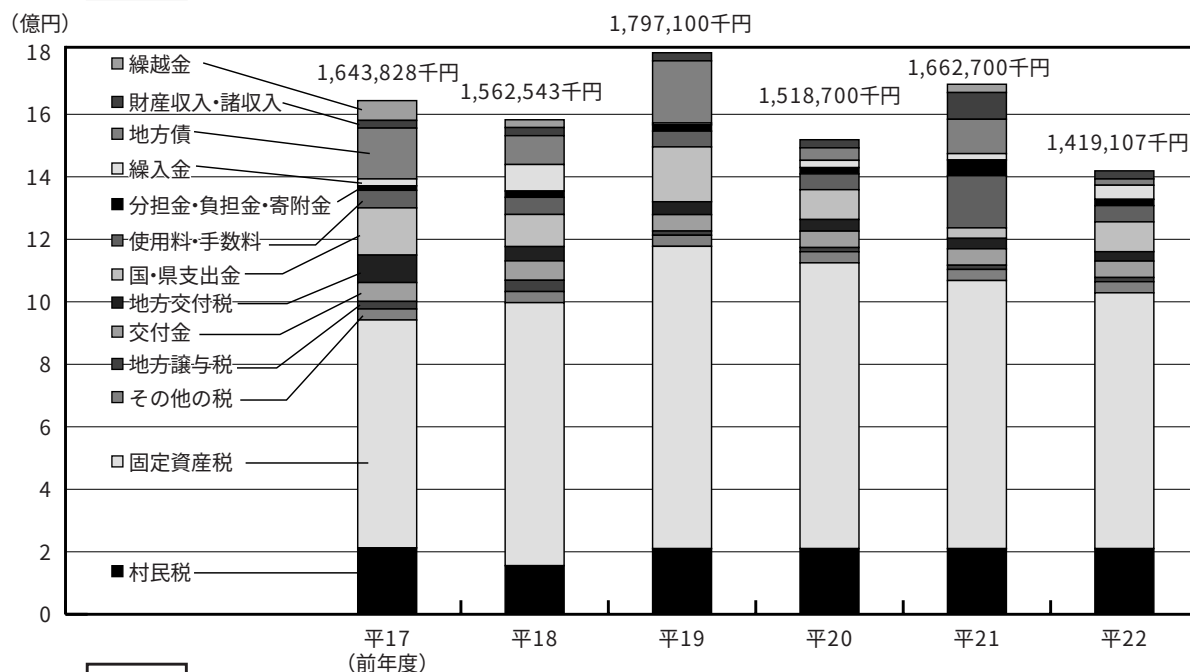
5.日吉津村の財政の見通し

(単位：千円)

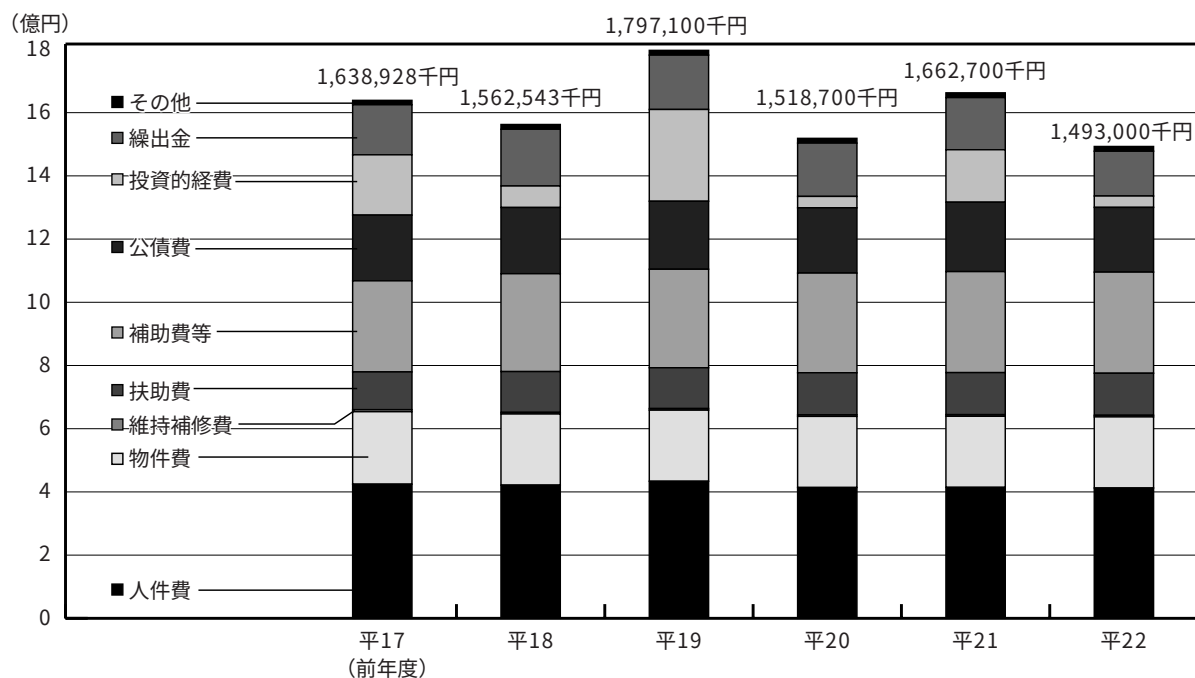
年 度		17 (前年度)	18	19	20	21	22
歳	地方税	977,037	1,032,871	1,213,000	1,160,200	1,103,600	1,064,300
	村民税	212,590	155,665	210,300	210,300	210,300	210,300
	個人	101,107	101,863	156,500	156,500	156,500	156,500
	法人	111,483	53,802	53,800	53,800	53,800	53,800
	固定資産税	729,287	841,643	967,200	914,400	857,800	818,500
	土地	111,096	118,971	138,300	143,700	149,300	155,000
	家屋	210,773	206,397	225,200	229,700	215,600	219,900
	償却	407,418	516,275	603,700	541,000	492,900	443,600
	その他の税	35,160	35,563	35,500	35,500	35,500	35,500
	地方譲与税	24,168	36,050	13,500	13,500	13,500	13,500
入	交付金	60,401	61,950	52,500	52,500	52,500	52,500
	地方交付税	87,899	45,900	41,300	37,200	33,500	30,100
	国・県支出金	150,998	102,722	175,400	95,400	166,900	95,400
	使用料・手数料	56,194	54,856	50,500	50,500	50,500	52,000
	分担金・負担金・寄附金	14,575	20,180	20,200	20,200	20,200	20,200
	繰入金	21,932	84,872	5,700	23,200	110,000	45,107
	地方債	162,700	92,200	199,000	40,000	85,500	20,000
	財産収入・諸収入	24,571	26,042	26,000	26,000	26,500	26,000
	繰越金	63,353	4,900				
	合 計	1,643,828	1,562,543	1,797,100	1,518,700	1,662,700	1,419,107

年 度		17 (前年度)	18	19	20	21	22
歳	人件費	424,451	421,491	433,700	414,000	414,400	412,400
	議員報酬	29,982	29,982	33,100	33,100	33,100	33,100
	委員等報酬	14,217	13,415	13,400	13,400	13,400	13,400
	市町村長等給与	18,687	18,687	18,700	18,700	18,700	18,700
	職員給	272,347	275,266	254,400	252,500	250,300	233,900
	給料	177,892	182,547	166,700	165,000	163,400	151,400
	その他手当	94,455	92,719	87,700	87,500	86,900	82,500
	地方公務員共済	40,821	43,490	43,400	43,300	43,200	40,900
	退職手当組合	45,735	37,919	68,000	50,300	53,000	69,700
	その他	2,662	2,732	2,700	2,700	2,700	2,700
出	物件費	229,323	225,101	225,000	225,000	225,000	225,000
	賃金	34,263	42,331	42,300	42,300	42,300	42,300
	旅費	6,323	7,541	7,500	7,500	7,500	7,500
	需用費・役務費・備品	61,415	60,150	60,100	60,100	60,100	60,100
	委託料	110,603	96,320	96,300	96,300	96,300	96,300
	その他	16,719	18,759	18,800	18,800	18,800	18,800
	維持補修費	6,409	5,090	5,100	5,100	5,100	5,100
	扶助費	119,498	129,108	129,100	133,000	133,000	133,000
	補助費等	288,228	309,633	311,700	315,400	319,600	320,000
	公債費	207,960	209,531	215,100	206,500	219,600	204,800
	投資的経費	190,779	68,069	290,400	36,000	166,000	36,000
	繰出金	158,339	179,521	172,000	168,700	165,000	141,700
	その他	13,941	14,999	15,000	15,000	15,000	15,000
	合 計	1,638,928	1,562,543	1,797,100	1,518,700	1,662,700	1,493,000
	(歳入－歳出) 差引額		4,900				

歳入



歳出



【財政シミュレーション】

現在、国の推し進める三位一体改革の真っ只中にあり、財政を見通すには、不透明な点が多い状況です。しかし、本村では、歳入面で、固定資産税率1.4%を、平成18年度1.5%、平成19年度以降1.6%に引き上げることにより財源の確保を図り、歳出面でも行財政改革を進め歳出削減を図っていくことにより、結果としては各年度末に不用額等をうみ出すことで、この数値は好転していくものと予測しています。

今後の主な建設事業として、平成19年度に小学校体育館改修、平成21年度に村道温泉線道路改良工事を着工することを前提に、このシミュレーションを作成しています。

付 録

- ・ 諮問及び答申
- ・ 総合計画策定フロー図
- ・ 策定経過
- ・ 委員の名簿
- ・ 用語解説
- ・ 日吉津村全図

諮 問

日吉津村総合振興計画審議会会長 様

第5次日吉津村総合計画について

第5次日吉津村総合計画の後期見直し策定にあたって、日吉津村総合振興計画審議会条例（昭和47年日吉津村条例第54号）第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

平成17年3月1日

日吉津村長 石 操

平成18年2月28日

日吉津村長 石 操 様

日吉津村総合振興計画審議会
会長 破 戸 志 朗

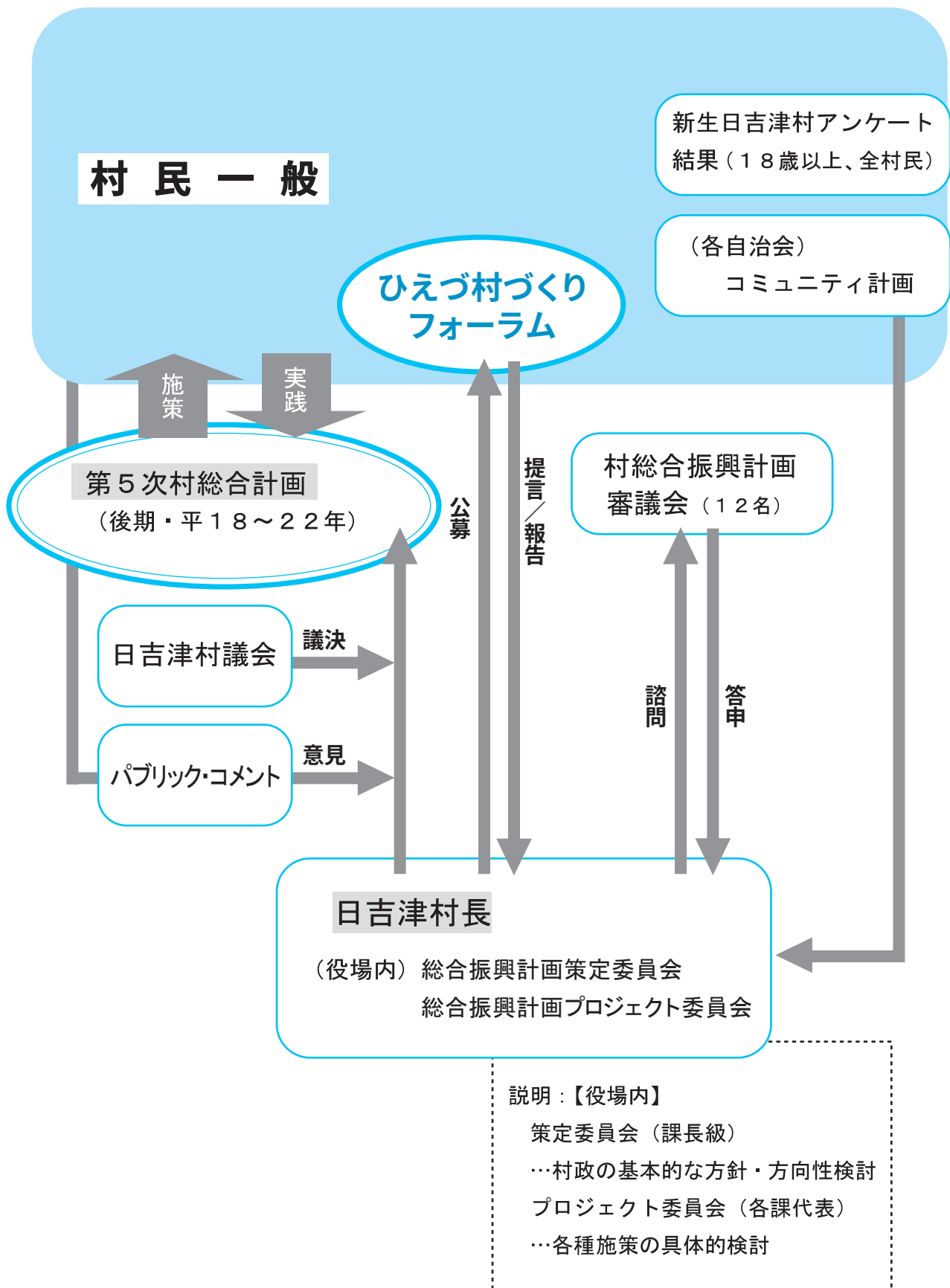
第5次日吉津村総合計画の後期見直し策定について（答申）

平成17年3月1日付けで諮問のあった第5次日吉津村総合計画の後期見直し策定について、別添計画書のとおり答申します。

なお、計画の実現にあたっては、年次毎に定める実施計画を適正に作成の上、着実に取り組まれるよう要望します。

<第5次総合計画見直し策定のフロー>

一人ひとりが輝き 夢はぐくむ村づくり



<総合計画見直し策定のための会議等の開催期日>

●総合振興計画審議会（諮問委員）

第1回	平成17年	3月1日	第2回	平成17年	3月24日
	*研修会	3月31日			（県西部総合事務所長 青木 茂さん）
第3回	平成17年	11月8日	第4回	平成17年	11月30日
第5回	"	12月6日	第6回	"	12月16日
第7回	平成18年	1月27日	第8回	平成18年	2月9日
第9回	"	2月16日	第10回	"	2月28日

●むらづくりフォーラム（公募委員・36名／ひとづくり・くらしづくり・むらづくり・防災体制=4部会）

第1回	平成17年	1月13日	第2回	平成17年	1月27日
第3回	平成17年	2月3日	第4回	平成17年	2月17日
第5回	平成17年	3月3日	第6回	平成17年	3月17日
第7回	平成17年	4月7日	第8回	平成17年	4月21日
第9回	平成17年	5月9日	第10回	平成17年	5月19日

●役場庁内

・策定委員会（課長級）

第1回	平成17年	5月2日	第2回	平成17年	6月22日
第3回	平成17年	6月29日	第4回	平成17年	7月5日
第5回	平成17年	7月14日	第6回	平成17年	8月18日
第7回	平成17年	9月5日	第8回	平成17年	9月20日
第9回	平成17年	9月29日	第10回	平成17年	10月11日
第11回	平成17年	11月2日	第12回	平成17年	11月14日
第13回	平成17年	11月22日	第14回	平成18年	2月2日
第15回	平成18年	2月6日	第16回	平成18年	2月21日

・プロジェクト委員会（各課代表）

第1回	平成17年	8月11日	第2回	平成17年	9月7日
第3回	平成17年	9月16日	第4回	平成17年	9月26日
第5回	平成17年	10月4日	第6回	平成17年	10月31日
第7回	平成17年	11月16日	第8回	平成18年	1月13日

〈委員の名簿〉

—敬称略—

●総合振興計画審議会委員

委員長	破戸 志朗(村社会福祉協議会)	
副委員長	山澤 捷美(村議会)	
委員	山路 有(村議会)	三島 俊徳(村議会)
	小原 弘(村農業委員会)	奥田 恵子(村教育委員会)
	湯原 喜好(村自治連合会)	上場 一巳(村青年団)
	松田美恵子(自主的な女性の会)	長谷川 洋(村商工会)
	山路 薫(鳥取西部農協日吉津支所)	松本 公文(村民一般代表)

●役場庁内

・策定委員会委員

遠藤 量(教育長)	加藤 文康(総務課長)
山西 昇(建設産業課長)	斎下 博三(福祉保健課長)
高本 悦子(住民課長)	井筒 美江(出納室長)
長谷岡重信(教育委員会課長)	浜辺サダ子(保育所長)
高田 義博(議会事務局長)	石川 倫温(地域振興課長)
	前田 昇(事務局・地域振興課)

・プロジェクト委員会委員

西口 伸道(総務課)	松嶋 宏幸(建設産業課)
松尾 達志(福祉保健課)	清水香代子(住民課)
小原 義人(教育委員会)	藤井 典子(保育所)
石川 倫温(事務局・地域振興課)	前田 昇(事務局・地域振興課)

用語の解説

文中に※印をつけた用語について解説します。

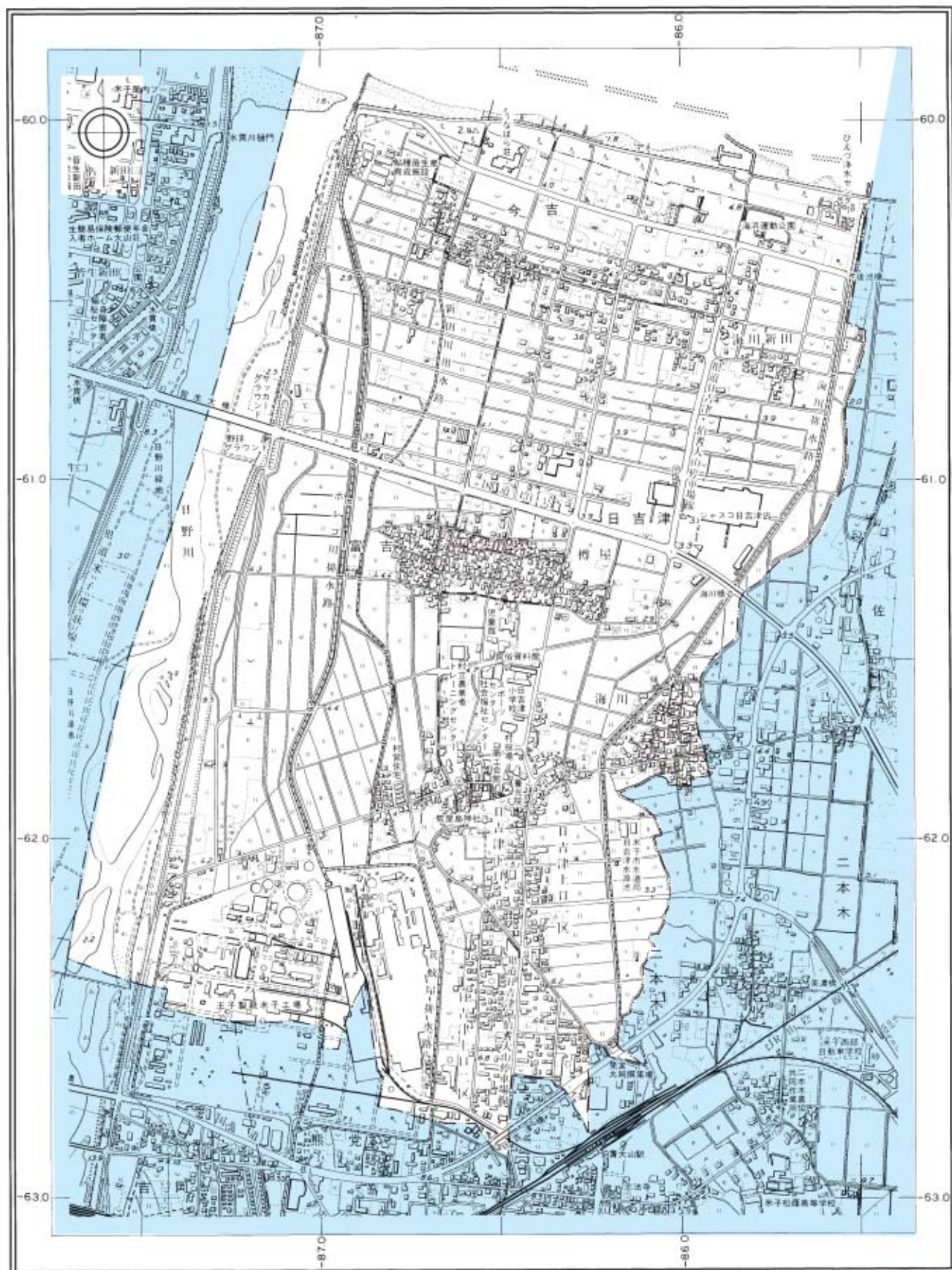
P 1 0	人口減少時代	出生数を死亡数が上まわり、我が国の総人口が減少し続ける時代になった。少子化（出生率の低下）が主原因だが、将来の労働力不足や消費市場の縮小による経済的な影響、社会保障費の負担増など様々な問題の発生が危惧されている。
P 1 0	協働	同じ目的のために、協力して働くこと。地域・住民と行政が共通の目的や課題の克服のために、対等な立場でそれぞれ活動したり役割を果たしていくという考え方。
P 1 2	団塊の世代	戦後の昭和22～24年頃の（第一次）ベビーブームのなかで生まれた世代で他世代に比較して人数が多い。2007年から2010年にかけて定年退職することから、今後の年金制度に大きな影響が起きるとして「2007年問題」と呼ばれている。その子どもの世代（1970年代前半生まれ）を「団塊ジュニア」と呼ぶ。
P 1 3	デジタルデバイド	パソコンやインターネットなどの情報技術(IT)を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差。
P 1 3	京都議定書	地球の温暖化の原因になる大気中のCO ₂ （二酸化炭素）などを削減し、温室効果ガスの濃度を安定化させることを目的にした条約で、この会議が1997年12月に京都で開催されたことからこう呼ばれている。2008～12年の間に、CO ₂ など6種類の室温効果ガスの排出量を、先進国全体で1990年より5.2%減らすことを決め、EU全体で8%、米国で7%、日本で6%など国ごとの削減目標値が定められた「地球温暖化を防止するための国際条約」。
P 1 4	フレックスタイム	一日の労働時間は一定とするが、出社・退社時間を各自の裁量にゆだねる勤務制度。
P 1 4	児童虐待	保護者等がその監護する児童に対し、暴行やわいせつ行為、心身の正常な発達を妨げるような減食や放置、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
P 1 6	成熟社会	経済などの成長が成し遂げられた後、精神的豊かさや生活の質の向上を重視する、平和で自由な社会。
P 1 7	NPO	民間非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。
P 2 9	学社融合	学校教育と社会教育が融合的に事業等行なうことで、それぞれの教育活動が活性化し、効果が高まるという考え方。
P 3 1	自校方式	学校給食の調理について、近年はセンター方式で数校の給食を調理し配送する例が多くなっているが、本村では小学校に

		給食調理場を設け、作りたての給食を提供している。
P 3 1	O-157	腸管出血性大腸菌の一種で、毒素により出血性腸炎を起こす。O157は様々な食品や食材から見つかり、食品の洗浄や加熱など衛生的な取扱いが大切。
P 3 1	給食室のドライ化	従来のように調理場の床で水を流さず、床張りして大型器具により洗浄等することで、衛生上の管理を徹底した。
P 3 5	アイデンティティ	環境や時間の変化にかかわらず、自己が連続する同一のものであること。主体性。自己同一性。
P 3 8	セクシャルハラスメント	性的嫌がらせ。職場などにおいて相手の意に反して性的な言動を行い、また繰り返して不利益を与える行為。
P 4 2	活動的な85歳	「健康な65歳」から「活動的な85歳」へ。 身体的・精神的・社会的にも高齢者が持っている機能を活かし、高めながら活動的に暮らすことを目指して、高齢者に対する介護予防を重視するという厚生労働省の方針。
P 4 5	ライフステージ	幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などの生涯におけるそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
P 4 7	地域包括支援センター	国での介護保険の見直しに伴い、これまでの在宅介護支援センターを廃止し、介護予防の強化等をねらいとして自治体の責任において設置が義務づけられた。本村の場合は南部箕蚊屋広域連合に設置し、役場に支所を置く。
P 4 9	ノーマライゼーション	高齢者や障害者を特別視せず、誰もが普通に助け合いながら暮らすことが正常な社会であるとする考え方。
P 5 2	レセプト	診療報酬請求明細書の通称。病院や診療所が医療費の保険負担分の支払いを公的機関に請求するために発行する。
P 5 3	ターミナルケア	末期癌(がん)など、回復の見込みのない患者の苦痛を緩和し、精神的に支え、生を全うできるように行う介護・医療。
P 5 6	ブックスタート	0歳児健診の際、親子に対し絵本など入れたバックを手渡すとともに、絵本の読み聞かせをすすめる子育て支援の取り組み。
P 5 9	コミュニティビジネス	地域住民などが中心となって、地域資源を活かしながら企業的・経営的な事業を展開することで、地域の課題を解決したり、コミュニティを活性化する取り組み。
P 6 8	家電リサイクル法	正式名称は「特定家庭用機器再商品化」。不要となった家電製品が環境に悪影響を及ぼさないようにフロンガスなどの有害物質を処理し、部品や材料をリサイクルして廃棄物を減量し、資源の有効利用を推進するための法律。テレビ・エアコン・

		冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機の５品目が対象品。 家電製品の小売業者に収集運搬の義務を、家電メーカーがリサイクル、家電製品を使った消費者（排出者）が費用を負担するという役割分担がなされている
P 7 0	ダイオキシン	ポリ塩化ジベンゾダイオキシンの通称。多くの異性体があるが、特に四塩素ジベンゾダイオキシン（TCDD）をさす。猛毒で、強い催奇形性・発癌性をもつ。昭和４０年ごろから除草剤として使われたが、同４６年使用禁止。
P 7 0	環境ホルモン	生体内にとりこまれると、ホルモンに似た働きをする化学物質の総称。ダイオキシン・PCB・DDTなどが挙げられる。特に、生殖機能への影響が問題になっている。正式には「内分泌攪乱化学物質」という。
P 7 4	地域コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
P 8 3	ケーブルテレビ	有線テレビ。CATV。電波でなくケーブルで各家庭等のテレビをつなぎ、多チャンネルの放送を伝送する。インターネットにも利用でき、視聴者から発信できる双方向の通信も可能。本村は、中海テレビ放送のエリアとなっている。
P 8 4	電子自治体	インターネット等のITを活用して、電子的な総合的窓口を開設し、電子申請等、住民の利便性と行政の効率化・透明性の向上を図る。
P 8 5	情報セキュリティ	情報化が進む一方、住民のプライバシー情報などが流失する事態が危惧されており、情報管理の徹底が求められている。
P 8 8	パブリックコメント	行政が各種の政策の立案等行なう際に、その素案の段階で公表し、村民等から書面にて意見等を受け付け、最終的な決定を行なうという制度。
P 8 8	自治基本条例	市町村の基本原則や住民の権利・責務、議会の責務などについて条例に定めるもの。その自治体における最高規範性を有することから、自治体の憲法にたとえられている。住民参画の先進地において制定されつつある。
P 9 0	行財政改革大綱	行財政改革を推進するための基本方針を定めたもの。国の総務省から各自治体に制定が求められている。
P 9 0	集中改革プラン	行財政改革大綱を具現化していくための実施計画。
P 9 1	指定管理者制度	地方自治法が改正され、これまで市町村や公共的な団体に限られていた「公の施設」の管理委託が民間業者等でも可能となった。「官から民へ」という流れのなかで、効率性や民間活力の導入をねらった制度。

日吉津村全図

平成15年1月撮影
平成15年2月現地調査



株式会社バスコ調製

本図は、平成15年1月航空写真（1:10,000）を基に作成。位置は、国土地院院による「国土地院院」により平成15年3月作成したものである。高さの基準は7m

0 100 200 300 400 500 1,000m

日吉津村



第5次日吉津村総合計画（後期計画）

平成18年3月発行

発行／鳥取県日吉津村

〒689-3553 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津872-15

T E L 0859-27-0211 F A X 0859-27-0903

ホームページ／<http://www.hiezu.jp/>

E-mail／hiezu@chukai.ne.jp

編集／日吉津村地域振興課

印刷／有限会社米子プリント社